

令和 6 年 6 月

第 5 回

横 手 市 議 会
定 例 会 議 案

令和6年第5回横手市議会6月定例会議案一覧表

(1) 報告第6号	専決処分の報告について	1	～	2
(2) 報告第7号	令和5年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告について	3	～	4
(3) 報告第8号	令和5年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	5	～	8
(4) 報告第9号	令和5年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	9	～	10
(5) 報告第10号	令和5年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	11	～	12
(6) 議案第56号	横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	13	～	16
(7) 議案第57号	横手市地区交流センター設置条例の一部を改正する条例	17	～	24
(8) 議案第58号	横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	25	～	28
(9) 議案第59号	横手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	29	～	33
(10) 議案第60号	横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	34	～	38
(11) 議案第61号	横手市健康の駅よこてトレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例	39	～	40
(12) 議案第62号	横手市介護保険条例の一部を改正する条例	41	～	42
(13) 議案第63号	横手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	43	～	142
(14) 議案第64号	横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	143	～	146

(15) 議案第65号	工事請負契約の締結について(十五野公園 野球場ナイター照明設備改修工事)	147
(16) 議案第66号	工事請負契約の締結について(南東地区最 終処分場 第1区画キャッピング工事(第2 期))	148
(17) 議案第67号	工事請負契約の締結について(高機能消防 指令センター更新整備工事)	149
(18) 議案第68号	工事請負契約の締結について(グリーンスタ ジアムよこてスコアボード改修工事)	150
(19) 議案第69号	工事請負契約の締結について(令和6年度 横手市十文字陸上競技場公認更新改修工 事)	151
(20) 議案第70号	財産の取得について(除雪ドーザ 14t級 (SAプラウ付) 1台)	152
(21) 議案第71号	財産の取得について(ロータリ除雪車 2. 2 m級 1台)	153
(22) 議案第72号	財産の取得について(除雪ドーザ 14t級 (マルチプラウ付) 1台)	154
(23) 議案第73号	財産の取得について(小型動力消防ポンプ 付軽積載車及び軽積載車 6台)	155
(24) 議案第74号	財産の取得について(大森小学校中型ス クールバス 2台)	156
(25) 議案第75号	令和6年度横手市市営温泉施設特別会計 への繰入額の変更について	157
(26) 議案第76号	令和6年度横手市一般会計補正予算(第1 号)	予算書の頁
(27) 議案第77号	令和6年度横手市国民健康保険特別会計 補正予算(第1号)	予算書の頁
(28) 議案第78号	令和6年度横手市介護保険特別会計補正 予算(第1号)	予算書の頁
(29) 議案第79号	令和6年度横手市市営介護サービス事業特 別会計補正予算(第1号)	予算書の頁

(30) 議案第80号	令和6年度横手市市営温泉施設特別会計 補正予算(第1号)	予算書の頁
(31) 議案第81号	令和6年度横手市水道事業会計補正予算 (第1号)	予算書の頁
(32) 議案第82号	令和6年度横手市下水道事業会計補正予 算(第1号)	予算書の頁

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 27 日提出
横手市長 高 橋 大

専決第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年5月8日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|-----------|------------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年12月26日（火）午前10時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相 手 方 | |
| 4 | 事 故 の 概 要 | |
| 5 | 損 害 賠 償 額 | 41,800円 |

報告第 7 号

令和 5 年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度横手市一般会計継続費繰越計算書について次のとおり報告する。

令和 6 年 5 月 2 7 日提出
横手市長 高 橋 大

令和5年度 横手市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の 総 額	令和5年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見 込 額	残 額	翌年度 通 次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予 算 計上額	前年度 通 次 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国 県 支出金	地方債	その他
2 総務費	1 総務管理費	大型公共施設 整備事業（横 手体育館）	9,726,784,000	1,652,315,000	273,442,000	1,925,757,000	763,009,500	1,162,747,500	1,162,747,500	35,479,500	455,268,000	672,000,000	
2 総務費	1 総務管理費	公共施設等解 体・改修事業 （旧十文字第 二小学校）	489,114,000	289,146,000		289,146,000	113,256,000	175,890,000	175,890,000	44,890,000		131,000,000	
2 総務費	1 総務管理費	公共施設等解 体・改修事業 （旧十文字文 化センター）	238,962,000	71,690,000		71,690,000	27,984,000	43,706,000	43,706,000	43,706,000			
10 教育費	2 小学校費	小学校長寿命 化対策事業 （朝倉小学 校）	1,270,078,000	381,023,000		381,023,000	355,894,040	25,128,960	25,128,960	2,928,960		22,200,000	
10 教育費	5 保健体育費	天下森スキー 場整備事業	597,436,000	187,767,000		187,767,000	11,616,000	176,151,000	176,151,000	2,751,000		173,400,000	

令和6年5月27日提出
横手市長 高 橋 大

報告第 8 号

令和 5 年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告する。

令和 6 年 5 月 2 7 日提出
横手市長 高 橋 大

令和５年度 横手市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	ネットワーク管理費	12,502,000	12,502,000					12,502,000
2 総務費	2 徴税費	地籍調査事業	22,810,000	22,810,000		15,951,000			6,859,000
2 総務費	2 徴税費	地籍調査事業（債務負担）	733,000	733,000		549,000			184,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務費	14,716,000	14,716,000		9,454,000			5,262,000
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者生活支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業）	10,718,000	10,711,000		211,000			10,500,000
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者生活支援事業（住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業）	130,992,000	86,576,000		86,576,000			
3 民生費	2 児童福祉費	低所得者生活支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業（こども加算分））	19,620,000	19,620,000		19,620,000			
4 衛生費	2 清掃費	ペットボトル等処理センター費	40,000,000	40,000,000					40,000,000
4 衛生費	3 水道費	上水道事業費（上水道事業繰出金）	74,400,000	74,400,000			74,400,000		
6 農林水産業費	1 農業費	作物振興事業（化学肥料低減機械等導入支援事業）	11,765,000	9,279,000		9,279,000			
6 農林水産業費	1 農業費	作物振興事業（あきたの園芸省エネ化支援事業）	4,368,000	3,213,000		3,213,000			
6 農林水産業費	1 農業費	地方創生臨時交付金事業（農業資材等価格高騰対策緊急支援事業）	134,794,000	98,297,000		98,297,000			
6 農林水産業費	1 農業費	地方創生臨時交付金事業（農業資材等価格高騰対策（果樹）緊急支援事業）	23,472,000	23,472,000		23,472,000			
6 農林水産業費	1 農業費	農業生産基盤整備事業（農地集積加速化基盤整備事業）	99,375,000	99,145,000			95,900,000		3,245,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業生産基盤整備事業（県営基幹水利施設ストックマネジメント事業）	7,100,000	4,680,000			4,200,000		480,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業生産基盤整備事業（団体営農業水路等長寿命化事業）	115,000	115,000					115,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
6 農林水産業費	1 農業費	かんがい排水事業（県営かんがい排水事業）	7,950,000	5,336,000			3,600,000		1,736,000
6 農林水産業費	1 農業費	かんがい排水事業（県営保全合理化事業）	2,457,000	2,457,000			1,800,000		657,000
6 農林水産業費	1 農業費	ため池整備事業（県営ため池等整備事業）	33,800,000	32,700,000			32,100,000		600,000
6 農林水産業費	2 林業費	林道整備費（高能率生産団地路網整備事業（林業専用道整備））	11,000,000	11,000,000			11,000,000		
7 商工費	1 商工費	地方創生臨時交付金事業（プレミアム付商品券事業）	216,000,000	215,000,000		83,294,000			131,706,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持管理費	7,772,000	6,751,000					6,751,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良単独事業（くらしのインフラ整備事業）	76,949,000	58,159,000			44,500,000		13,659,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路メンテナンス補助事業（橋りょう維持）	72,984,000	72,984,000		39,172,000			33,812,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	除雪機械購入費	23,540,000	23,540,000		15,400,000	8,000,000		140,000
8 土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	5,912,000	4,557,000			4,000,000		557,000
8 土木費	4 都市計画費	地方街路整備事業（八幡根岸線）	13,825,000	13,825,000			5,200,000		8,625,000
8 土木費	4 都市計画費	社会資本総合整備事業（都市公園長寿命化対策事業）	1,572,000	1,572,000		395,000	800,000		377,000
8 土木費	4 都市計画費	まちなか再生推進事業（市街地再開発対策費（横手駅東口第二地区））	1,194,070,000	1,194,070,000		821,003,000	343,900,000		29,167,000
8 土木費	4 都市計画費	都市再生整備事業	1,740,617,000	1,738,127,000		576,185,000	1,071,100,000		90,842,000
10 教育費	1 教育総務費	小中学校空調設備整備事業	108,962,000	108,962,000		18,949,000	36,900,000		53,113,000
10 教育費	2 小学校費	小学校管理費（学校管理費（小学校））	7,626,000	7,626,000					7,626,000
10 教育費	4 社会教育費	横手駅東口新公益施設整備事業（横手駅東口新公益施設LAN環境整備事業）	2,668,000	2,668,000					2,668,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 1 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業（現年発生林業施設災害復旧事業）	7,379,000	7,379,000		5,031,000	700,000		1,648,000
1 1 災害復旧費	2 公共土木災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業（現年発生道路橋りょう災害復旧事業）	12,341,000						
1 1 災害復旧費	2 公共土木災害復旧費	河川災害復旧事業（現年発生河川災害復旧事業）	8,425,000						

令和6年5月27日提出

横手市長 高橋 大

報告第 9 号

令和 5 年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度横手市水道事業会計予算繰越計算書について次のとおり報告する。

令和 6 年 5 月 2 7 日提出
横手市長 高 橋 大

令和5年度 横手市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						出資金	企業債	損益勘定 留保資金等			
1資本的支出	1建設改良費	都市計画道路八幡根岸線配水管布設替工事	39,780,000	0	39,780,000	0	39,700,000	80,000	0	0	関連工事(都市計画道路事業)が繰越となったため
1資本的支出	1建設改良費	雄物川大沢浄水場配水ポンプ制御盤更新工事	10,890,000	0	10,890,000	0	0	10,890,000	0	0	資材の入手難(ケーブル)により部品調達に不測の日数を要したため
1資本的支出	1建設改良費	雄物川浄水場導水・配水管布設工事実施設計業務委託	32,230,000	0	32,230,000	0	32,200,000	30,000	0	0	配水管の横断が必要となる水路に改修が予定されており、関係機関との調整に不測の日数を要したため
1資本的支出	1建設改良費	山内黒沢地区水道施設改修工事	177,725,000	28,834,300	148,890,700	74,400,000	74,400,000	90,700	0	0	資機材等の納入に遅れが生じ不測の日数を要したこと、道路管理者(国道107号)との協議により冬季間の施工を行わないこととしたため
1資本的支出	1建設改良費	公営企業会計システム改修業務委託	4,001,000	0	4,001,000	0	0	4,001,000	0	0	会計システム改修に合わせて電子決裁機能を追加をするに伴い仕様書の調整に日数を要したため
1資本的支出	1建設改良費	公共堰堤改良事業(大松川ダム)負担金	11,755,000	2,398,500	9,355,970			9,355,970	530	0	県事業の一部が繰越となったため

地方公営企業法第26条第2項の規定による事故繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定 留保資金等			
1資本的支出	1建設改良費	大森浄水場第1取水施設改良工事	65,000,000	0	65,000,000	65,000,000	0	0	河川管理者との協議(施工期間)及び資機材の納入に不測の日数を要したため。

令和6年5月27日提出

横手市長 高 橋 大

報告第 10 号

令和 5 年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書について次のとおり報告する。

令和 6 年 5 月 27 日提出
横手市長 高 橋 大

令和5年度 横手市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説 明
						国県補助金	企業債	損益勘定 留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	流域下水道建設負担金	91,953,000	60,801,000	31,152,000	0	31,100,000	52,000	0	0	県事業費の一部が繰越となったため
1 資本的支出	1 建設改良費	県南地区広域汚泥資源化事業建設負担金	90,119,000	4,076	90,114,455	0	90,100,000	14,455	469	0	県事業費の一部が繰越となったため
1 資本的支出	1 建設改良費	川西地区農業集落排水（強靱化）事業	339,000,000	55,883,000	283,117,000	132,000,000	150,900,000	217,000	0	0	機器製作に必要な部品等の納入に不測の日数を要したことにより、製作期間に遅れが生じ当初工期内での完了が困難となったため

令和6年5月27日提出

横手市長 高 橋 大

議案第 5 6 号

横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 2 7 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

福祉医療費支給事務を処理するために利用することができる特定の個人情報に精神障害者に係る情報を追加するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部
を改正する条例

横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成２７年横手市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第２（第３条関係）			別表第２（第３条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
[略]			[略]		
18 市長	福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128	18 市長	福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128

		号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)若しくは私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による医療に関する給付の支給に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)若しくは私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による医療に関する給付の支給に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳に関する情報、 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)</u> による <u>精神障害者保健福祉手帳に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法</u>
--	--	---	--	--	---

					<u>律第123号) による自立支</u> <u>援給付の支給に関する情</u> <u>報又は外国人生活保護関</u> <u>係情報であつて規則で定</u> <u>めるもの</u>
--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

議案第 57 号

横手市地区交流センター設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 27 日提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市三重地区交流センターの位置を変更等するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市地区交流センター設置条例の一部を改正する条例

横手市地区交流センター設置条例（令和５年横手市条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
別表第 1 （第 2 条関係）	別表第 1 （第 2 条関係）																
<table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>横手市三重地区交流センター</td><td>横手市十文字町十五野新田字増田 道東<u>2 9 番地 2 2</u></td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table>	名 称	位 置	〔略〕		横手市三重地区交流センター	横手市十文字町十五野新田字増田 道東 <u>2 9 番地 2 2</u>	〔略〕		<table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>横手市三重地区交流センター</td><td>横手市十文字町十五野新田字増田 道東<u>1 9 番地</u></td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table>	名 称	位 置	〔略〕		横手市三重地区交流センター	横手市十文字町十五野新田字増田 道東 <u>1 9 番地</u>	〔略〕	
名 称	位 置																
〔略〕																	
横手市三重地区交流センター	横手市十文字町十五野新田字増田 道東 <u>2 9 番地 2 2</u>																
〔略〕																	
名 称	位 置																
〔略〕																	
横手市三重地区交流センター	横手市十文字町十五野新田字増田 道東 <u>1 9 番地</u>																
〔略〕																	
別表第 2 （第 6 条、第 1 5 条関係）	別表第 2 （第 6 条、第 1 5 条関係）																
1 ～ 2 1 〔略〕	1 ～ 2 1 〔略〕																
	<u>2 2 横手市三重地区交流センター</u>																
	（消費税を含む。）																
	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>単 位</th><th>使用料の額</th></tr><tr><td><u>交流室1</u></td><td>営利を目的としない場合</td><td><u>1時間に</u></td><td><u>100円</u></td></tr></table>	区 分		単 位	使用料の額	<u>交流室1</u>	営利を目的としない場合	<u>1時間に</u>	<u>100円</u>								
区 分		単 位	使用料の額														
<u>交流室1</u>	営利を目的としない場合	<u>1時間に</u>	<u>100円</u>														

		つき	
	営利を目的とする場合		300円
交流室2	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		300円
交流室3	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		300円
音楽室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
和室	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		300円
ミーティン	営利を目的としない場合		200円
グループ	営利を目的とする場合		600円
体育館全面	営利を目的としない場合		300円
使用	営利を目的とする場合		900円
体育館半面	営利を目的としない場合		150円
使用	営利を目的とする場合		450円
卓球室 1	営利を目的としない場合		400円

2 2 [略]

2 3 [略]

	営利を目的とする場合		<u>1,200円</u>
<u>卓球室2</u>	営利を目的としない場合		<u>400円</u>
	営利を目的とする場合		<u>1,200円</u>
<u>卓球台</u>		<u>1台1時間</u>	<u>100円</u>
		<u>につき</u>	
<u>卓球台回数券（11枚綴り）</u>		<u>1冊</u>	<u>1,000円</u>

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住
所を有する場合における使用料の額は、この表に定める
額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを
1時間とする。
- 3 卓球台の使用料は、市長が別に定める場合に徴収す
る。
- 4 卓球台回数券は、1枚につき100円とみなす。

2 3 [略]

2 4 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(横手市社会体育施設設置条例の一部改正)

2 横手市社会体育施設設置条例（平成17年横手市条例第309号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
横手市山内野球場	横手市山内筏字力石126番地3	横手市山内野球場	横手市山内筏字力石126番地3
<u>横手市十文字卓球場</u>	<u>横手市十文字町腕越字山道端105番地2</u>		
[略]	[略]	[略]	[略]
別表第2（第7条、第14条関係）		別表第2（第7条、第14条関係）	
1～4 [略]		1～4 [略]	
<u>5 削除</u>			

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

1 0 [略]

1 1 [略]

1 2 [略]

1 3 [略]

1 4 [略]

1 5 十文字卓球場

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

1 0 [略]

1 1 [略]

1 2 [略]

1 3 [略]

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
アリーナ	営利を目的としない催物	1時間につき	250円
	営利を目的とする催物		1,550円
和室	営利を目的としない催物		200円
	営利を目的とする催物		600円
ミーティン	営利を目的としない催物		100円

グループ	営利を目的とする催物	300円
------	------------	------

備考

- 1 営利を目的としない使用であつて、使用者が市外に住
所を有する場合における使用料の額は、この表に定める
額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを
1時間とする。
- 3 午前は午前8時30分から正午までを、午後は正午か
ら午後5時までを、夜間は午後5時から午後9時30分
までを、全日は午前8時30分から午後9時30分まで
をいう。
- 4 アリーナにおける卓球台の使用料は、1人1時間につ
き、午前又は午後は20円と、夜間は40円とする。た
だし、使用者が市外に住所を有する場合は、午前又は午
後は30円と、夜間は50円とする。
- 5 厨房におけるガス使用料は、ガス栓1本につき1時間
当たり50円とする。

16 [略]

14 [略]

1 7 [略]

1 8 [略]

1 9 [略]

2 0 [略]

1 5 [略]

1 6 [略]

1 7 [略]

1 8 [略]

議案第 5 8 号

横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 2 7 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

災害応急作業に従事する者に災害応急作業等手当を支給するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

横手市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１７年横手市条例第６３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（特殊勤務手当の種類） 第２条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （１）～（１３） [略]	（特殊勤務手当の種類） 第２条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （１）～（１３） [略] <u>（１４） 災害応急作業等手当</u>
（保育業務手当） 第１５条 [略]	（保育業務手当） 第１５条 [略] <u>（災害応急作業等手当）</u> <u>第１６条 災害応急作業等手当は、横手市の区域以外の災害が発生した地域に国又は横手市以外の地方公共団体等の要請に基づき派遣され、応急作業、災害応急対策等の業務に従事し</u>

<u>(併給の禁止)</u> <u>第 1 6 条</u> [略] <u>(支給方法)</u> <u>第 1 7 条</u> [略] <u>(委任)</u> <u>第 1 8 条</u> [略]	<u>た職員に支給する。</u> <u>2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助、捜索等に係る業務に従事した場合 従事した日 1 日につき 8 4 0 円</u> <u>(2) 被災家屋の調査、避難所の運営その他の地方公共団体の応援業務に従事した場合 従事した日 1 日につき 3 5 0 円</u> <u>(併給の禁止)</u> <u>第 1 7 条</u> [略] <u>(支給方法)</u> <u>第 1 8 条</u> [略] <u>(委任)</u> <u>第 1 9 条</u> [略]
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。

(災害応急作業等手当の支給に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の横手市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第16条の規定を適用する場合における令和6年1月から5月までに行われた派遣に係る災害応急作業等手当の支給については、改正後の条例第18条中「その月分を翌月」とあるのは、「令和6年1月から5月まで分を令和6年7月」と読み替えるものとする。

議案第 5 9 号

横手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 2 7 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

横手市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成１７年横手市条例第１１３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第１章～第４章　〔略〕 <u>第５章　補則（第１６条）</u> 附則 (償還等) 第１５条　〔略〕	目次 第１章～第４章　〔略〕 <u>第５章　横手市災害弔慰金等支給審査委員会（第１６条）</u> <u>第６章　補則（第１７条）</u> 附則 (償還等) 第１５条　〔略〕 <u>第５章　横手市災害弔慰金等支給審査委員会</u> <u>（支給審査委員会の設置）</u> <u>第１６条　市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞</u>

第5章 補則
(委任)

金の支給に関する事項を調査審議するため、横手市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 弁護士

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則
(委任)

第 1 6 条 [略]

第 1 7 条 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条、第 4 条関係）				別表（第 2 条、第 4 条関係）			
区分	報酬の額	旅費の額	備考	区分	報酬の額	旅費の額	備考
[略]				[略]			
介護認定審査会の 委員	[略]			介護認定審査会の 委員	[略]		
				横手市災害弔慰金 等支給審査委員会	日 額 20,000 円	横手市特別職 の職員で常勤	

			<u>のものの給与</u>
			<u>及び旅費に関</u>
			<u>する条例（平</u>
			<u>成17年横手市</u>
			<u>条例第59号。</u>
			<u>以下「条例」</u>
			<u>という。）別</u>
			<u>表第1に規定</u>
			<u>する旅費相当</u>
			<u>額</u>
〔略〕		〔略〕	

議案第 6 0 号

横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 2 7 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 1 8 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年横手市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（職員） 第２９条　〔略〕 ２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。 （１）・（２）　〔略〕 （３）　満３歳以上満４歳に満たない児童　おおむね<u>２０人</u>につき１人（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （４）　満４歳以上の児童　おおむね<u>３０人</u>につき１人 ３　〔略〕	（職員） 第２９条　〔略〕 ２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。 （１）・（２）　〔略〕 （３）　満３歳以上満４歳に満たない児童　おおむね<u>１５人</u>につき１人（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （４）　満４歳以上の児童　おおむね<u>２５人</u>につき１人 ３　〔略〕

(職員)

第31条 [略]

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 [略]

(職員)

第44条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはいない。

(職員)

第31条 [略]

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 [略]

(職員)

第44条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはいない。

(1) ・ (2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 [略]

(職員)

第47条 [略]

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) ・ (2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 [略]

(1) ・ (2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 [略]

(職員)

第47条 [略]

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) ・ (2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 1 号

横手市健康の駅よこてトレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 2 7 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

健康の駅よこて南部トレーニングセンターの位置を変更するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市健康の駅よこてトレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例

横手市健康の駅よこてトレーニングセンター設置条例（令和 6 年横手市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
（名称及び位置） 第 2 条 トレーニングセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>健康の駅よこて南部トレーニングセンター</td><td><u>横手市十文字町植田字一ト市 3 3 0 番地</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> </table>	名称	位置	〔略〕		健康の駅よこて南部トレーニングセンター	<u>横手市十文字町植田字一ト市 3 3 0 番地</u>	〔略〕		（名称及び位置） 第 2 条 トレーニングセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>健康の駅よこて南部トレーニングセンター</td><td><u>横手市十文字町十五野新田字増田道東 1 9 番地</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> </table>	名称	位置	〔略〕		健康の駅よこて南部トレーニングセンター	<u>横手市十文字町十五野新田字増田道東 1 9 番地</u>	〔略〕	
名称	位置																
〔略〕																	
健康の駅よこて南部トレーニングセンター	<u>横手市十文字町植田字一ト市 3 3 0 番地</u>																
〔略〕																	
名称	位置																
〔略〕																	
健康の駅よこて南部トレーニングセンター	<u>横手市十文字町十五野新田字増田道東 1 9 番地</u>																
〔略〕																	

附 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 6 2 号

横手市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 2 7 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 4 号）の施行による介護保険法施行規則の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市介護保険条例の一部を改正する条例

横手市介護保険条例（平成１７年横手市条例第１７２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(指定地域密着型サービス事業者の指定) 第９条の２ 法第７８条の２第１項の条例で定める数は２９人以下とし、同条第４項第１号の条例で定める者は法人又は病床を有する診療所を開設している者（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。） <u>第１７条の１２に規定する</u> 看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。	(指定地域密着型サービス事業者の指定) 第９条の２ 法第７８条の２第１項の条例で定める数は２９人以下とし、同条第４項第１号の条例で定める者は法人又は病床を有する診療所を開設している者（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。） <u>第６４条第１号ハの</u> 看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の横手市介護保険条例の規定は、令和６年４月１日から適用する。

議案第 6 3 号

横手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 2 7 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 1 6 1 号）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 6 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を 改正する条例

(横手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 横手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年横手市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(従業者の員数) 第4条 [略] 2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35</u>又はその端数を増すごとに1とする。	(従業者の員数) 第4条 [略] 2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の</u>

(管理者)

第5条 [略]

2 [略]

3 第1項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) [略]

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事

利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が4.4又はその端数を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が4.9又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第5条 [略]

2 [略]

3 第1項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) [略]

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管

する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 [略]

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 [略]

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 [略]

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、市長が別に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 [略]

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、市長が別に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において

「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) [略]

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって作成するファイルに第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 [略]

6 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) [略]

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって作成するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

6 [略]

7 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) [略]

7 [略]

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) ・ (2) [略]

(3) ～ (13) [略]

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から

(2) [略]

8 [略]

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) ・ (2) [略]

(2) の 2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2) の 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3) ～ (13) [略]

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から

利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

（ア） テレビ電話装置等を活用して面接を行うことに

イ [略]

(16) ～ (28) [略]

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) [略]

について、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ [略]

(16) ～ (28) [略]

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) [略]

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第31条 [略]

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 (以下この条において単に「重要事項」という。) を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第31条 [略]

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) ・ (2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第9条（第32条において準用する場合を含む。）及び第15条第27号（第32条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除

(1) ・ (2) [略]

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第9条（第32条において準用する場合を含む。）及び第15条第27号（第32条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除

く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 [略]	く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 2 [略]
---	--

(横手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 横手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年横手市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(従業者の員数) 第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに1以上	(従業者の員数) 第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指

の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

（管理者）

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が

第3節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 [略] 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開	<u>第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。</u> <u>4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u> <u>（1） 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u> <u>（2） 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u> 第3節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 [略] 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開
---	--

始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第1号にお

始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第1号にお

いて同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) [略]

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって作成するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～7 [略]

(利用料等の受領)

第12条 [略]

いて同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) [略]

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって作成するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～7 [略]

(利用料等の受領)

第12条 [略]

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ～ (4) [略]

実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者

は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ～ (4) [略]

(掲示)

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第30条 [略]

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(掲示)

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第30条 [略]

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護
予防支援台帳

ア～ウ [略]

エ 第32条第15号に規定する評価の結果の記録

オ [略]

(3) 第17条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際
して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本

(1) [略]

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護
予防支援台帳

ア～ウ [略]

エ 第32条第15号の規定による評価の結果の記録

オ [略]

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他
利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第
2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び
時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な
い理由の記録

(4) 第17条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第28条第2項の規定による事故の状況及び事故に
際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本

方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げる
ところによるものとする。

(1) ・ (2) [略]

(3) ～ (16) [略]

(17) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握
(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者
及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を
継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定め
るところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起
算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月
並びに利用者の状況に著しい変化があった場合は、利用

方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げる
ところによるものとする。

(1) ・ (2) [略]

(2) の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利
用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急
やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならな
い。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様
及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを
得ない理由を記録しなければならない。

(3) ～ (16) [略]

(17) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握
(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者
及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を
継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定め
るところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起
算して3月に1回、利用者に面接すること。

者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問すること
によって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場
合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起
算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期
間」という。）について、少なくとも連続する2期間に
1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者
の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を
活用して、利用者に面接することができる。

（ア） テレビ電話装置等を活用して面接を行うことに
ついて、文書により利用者の同意を得ていること。

（イ） サービス担当者会議等において、次に掲げる事
項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意
を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を
行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタ
リングでは把握できない情報について、担当者から

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ [略]

(18) ～ (30) [略]

提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ [略]

(18) ～ (30) [略]

(31) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（第34条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 [略]

村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（第34条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 [略]

(横手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 横手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年横手市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)
第6条 [略]	第6条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。	5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条	(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条

第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)

(6)～(10) [略]

(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)

(12) [略]

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 [略]

第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条第1項、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)

(6)～(10) [略]

(11) [略]

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 [略]

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 [略]

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供するこ

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 [略]

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供するこ

とができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) [略]

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 [略]

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) [略]

とができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) [略]

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 [略]

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) [略]

(11) [略]

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事

規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第42条 [略]

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) ・ (4) [略]

項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第42条 [略]

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) ・ (4) [略]

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及

(5) 第28条に規定する市への通知に係る記録

(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第47条 [略]

2 [略]

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者

び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 第28条の規定による市への通知に係る記録

(7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第47条 [略]

2 [略]

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者

等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) ～ (10) [略]

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) [略]

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 [略]

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型

等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) ～ (10) [略]

(11) [略]

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 [略]

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型

訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第83条第1項において同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1）～（4） [略]

訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第83条第1項において同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1）～（4） [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(記録の整備)

第58条 [略]

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(記録の整備)

第58条 [略]

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による

供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げる
ところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(記録の整備)

第59条の19 [略]

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げる
ところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該
利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊
急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなら
ない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び
時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な
い理由を記録しなければならない。

(7) [略]

(8) [略]

(記録の整備)

第59条の19 [略]

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地

域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

(１) [略]

(２) 次条において準用する第２０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(３) 次条において準用する第２８条に規定する市への通知に係る記録

(４) 次条において準用する第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(５) 前条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(６) [略]

(準用)

第５９条の２２ 第９条から第１３条まで、第１５条から第１

域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

(１) [略]

(２) 次条において準用する第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(３) 第５９条の９第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(４) 次条において準用する第２８条の規定による市への通知に係る記録

(５) 次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録

(６) 前条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(７) [略]

(準用)

第５９条の２２ 第９条から第１３条まで、第１５条から第１

8条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所

8条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所

介護以外のサービスを提供する場合」と、第５９条の９第４号、第５９条の１０第５項、第５９条の１３第３項及び第４項並びに第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第５９条の１９第２項第２号中「次条において準用する第２０条第２項」とあるのは「第２０条第２項」と、同項第３号中「次条において準用する第２８条」とあるのは「第２８条」と、同項第４号中「次条において準用する第３８条第２項」とあるのは「第３８条第２項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第５９条の２６ 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２・３ [略]

介護以外のサービスを提供する場合」と、第５９条の９第４号、第５９条の１０第５項、第５９条の１３第３項及び第４項並びに第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第５９条の１９第２項第２号中「次条において準用する第２０条第２項」とあるのは「第２０条第２項」と、同項第４号中「次条において準用する第２８条」とあるのは「第２８条」と、同項第５号中「次条において準用する第３８条第２項」とあるのは「第３８条第２項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第５９条の２６ 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２・３ [略]

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の32 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(記録の整備)

第59条の39 [略]

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の32 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(記録の整備)

第59条の39 [略]

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所

介護の提供に係る次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) [略]

(管理者)

介護の提供に係る次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第59条の32第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) [略]

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 [略]

(利用定員等)

第65条 [略]

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。）若しくは指定介護予

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 [略]

(利用定員等)

第65条 [略]

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。）若しくは指定介護予

防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第８２条第７項、第１１０条第９項及び第１９１条第８項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第６６条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２ [略]

防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）第２６条の規定による改正前の法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第８２条第７項、第１１０条第９項及び第１９１条第８項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第６６条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２ [略]

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれてい

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) [略]

(8) [略]

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を

る環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 [略]

(記録の整備)

第79条 [略]

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 [略]

(記録の整備)

第79条 [略]

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) [略]

(従業者の員数等)

第82条 [略]

2～5 [略]

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定	介護職員
------------------	----------------------------------	------

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) [略]

(従業者の員数等)

第82条 [略]

2～5 [略]

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定	介護職員
------------------	----------------------------------	------

業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院（以下この条及び次条において「指定認知症対応型共同生活介護事業所等」という。）	
[略]		

７～１３ [略]

（管理者）

第８３条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設す

業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この条及び次条において「指定認知症対応型共同生活介護事業所等」という。）	
[略]		

７～１３ [略]

（管理者）

第８３条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができ

る指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の業務に従事することができるものとする。

2 [略]

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症で

るものとする。

2 [略]

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第3項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症で

ある者の介護に従事した経験を有する者であって、かつ規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げる
ところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

ある者の介護に従事した経験を有する者であって、かつ規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げる
ところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければな

(7) [略]

(8) [略]

(居住機能を担う併施設等への入居)

第106条 [略]

らない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会
(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものと
する。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果
について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正
化のための研修を定期的を実施すること。

(8) [略]

(9) [略]

(居住機能を担う併施設等への入居)

第106条 [略]

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の
負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該
指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、

(記録の整備)

第107条 [略]

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) ・ (2) [略]

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第107条 [略]

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) ・ (2) [略]

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) [略]

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 [略]

(管理者による管理)

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) [略]

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 [略]

(管理者による管理)

第 1 2 1 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第 1 2 5 条 [略]

第 1 2 1 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第 1 2 5 条 [略]

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（１） 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（２） 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保

していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医

2 [略]

3 [略]

(記録の整備)

第127条 [略]

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得

療機関その他の医療機関に入院した後に当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 [略]

8 [略]

(記録の整備)

第127条 [略]

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得

ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) [略]

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護

得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) [略]

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、第104条及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時

従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と、第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第９９条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第１０２条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第１３０条　〔略〕

２～６　〔略〕

７　第１項第１号、第３号及び第４号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員によ

対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と、第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第９９条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第１０２条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第１３０条　〔略〕

２～６　〔略〕

７　第１項第１号、第３号及び第４号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員によ

り当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われ
ると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) [略]

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の
場合に限る。）

(3) [略]

8～10 [略]

り当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われ
ると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) [略]

(2) [略]

8～10 [略]

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1
項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあ
るのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定
する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの
質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次
に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の
実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況へ
の配慮

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

（２） 介護機器を複数種類活用していること。

（３） 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

（４） 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は

体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 [略]

診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 [略]

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当

	<u>該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。</u> <u>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> <u>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> <u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u>
<u>2</u> [略] （記録の整備） 第148条 [略] 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関	<u>7</u> [略] （記録の整備） 第148条 [略] 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関

する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

(１) [略]

(２) 第１３６条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(３) 第１３８条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(４) 第１４６条第３項に規定する結果等の記録

(５) 次条において準用する第２８条に規定する市への通知に係る記録

(６) 次条において準用する第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(７) 次条において準用する第４０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(８) [略]

(準用)

第１４９条 第１２条、第１３条、第２２条、第２８条、第３

する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

(１) [略]

(２) 第１３６条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(３) 第１３８条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(４) 第１４６条第３項の規定による結果等の記録

(５) 次条において準用する第２８条の規定による市への通知に係る記録

(６) 次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録

(７) 次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(８) [略]

(準用)

第１４９条 第１２条、第１３条、第２２条、第２８条、第３

2条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第151条 [略]

2～7 [略]

2条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第151条 [略]

2～7 [略]

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) [略]

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(4) [略]

9～17 [略]

第3節 設備に関する基準

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) [略]

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

(4) [略]

9～17 [略]

第3節 設備に関する基準

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7) ～ (9) [略]

2 [略]

(緊急時の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第131条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7) ～ (9) [略]

2 [略]

(緊急時の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第131条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得

定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得

ない理由を記録すること。

(6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(協力病院等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に当該入所者の病状が軽快

2 [略]

(記録の整備)

第 1 7 6 条 [略]

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第 1 5 5 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 1 5 7 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 2 8 条に規定する市への通

し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 [略]

(記録の整備)

第 1 7 6 条 [略]

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第 1 5 5 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 1 5 7 条第 5 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 2 8 条の規定による市への

知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) [略]

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居

通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) [略]

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条

宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護についての知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

(準用)

第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護についての知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 [略]

2～4 [略]

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、
ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならぬ。

6 [略]

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護についての知見を有する者」とあ

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護についての知見

るのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と読み替えるものとする。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型

を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と読み替えるものとする。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（法第8条第23項第1号に規定するものに限る。以下こ

居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第191条 [略]

2～6 [略]

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。

の章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第191条 [略]

2～6 [略]

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) [略]

(5) [略]

8～14 [略]

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 [略]

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者

(4) [略]

8～14 [略]

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 [略]

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者

の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2) ～ (6) [略]

(7) [略]

の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(2) ～ (6) [略]

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(記録の整備)

第201条 [略]

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) [略]

(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(記録の整備)

第201条 [略]

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) [略]

(6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) [略]

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条及び第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号

(7) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) [略]

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条及び第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の

中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに

2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに

類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 [略]

類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 [略]

（横手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改

正)

第4条 横手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年横手市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(管理者) 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> 2 [略] (利用定員等)	(管理者) 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 [略] (利用定員等)

第9条 [略]

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第79条において同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第79条において同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第79条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。第79条において同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（同条第7項及び第71条第9項において「指

第9条 [略]

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第79条において同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第79条において同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第79条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。第79条において同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 [略]

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 [略]

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 [略]

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 [略]

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通

信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（１） [略]

（２） 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに順ずる方法により位置定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

３～６ [略]

（揭示）

第３２条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認め

信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（１） [略]

（２） 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第９１条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

３～６ [略]

（揭示）

第３２条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認め

られる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第40条 [略]

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

られる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第40条 [略]

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第24条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) [略]

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) [略]

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第24条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) [略]

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) [略]

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 [略]

2～5 [略]

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基

つてはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 [略]

2～5 [略]

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基

準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院（以下この条及び次条において「指定認知症対応型共同生活介護事業所等」という。）</u>	介護職員
[略]		

7～13 [略]

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指

準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、又は介護医療院（以下この条及び次条において「指定認知症対応型共同生活介護事業所等」という。）	介護職員
[略]		

7～13 [略]

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指

定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護

定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定
居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護
事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な
運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含
む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予
防・日常生活支援総合事業に従事することができるものとす
る。

2・3 [略]

（身体的拘束等の禁止）

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指
定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当
該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊
急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動
を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行って
はならない。

2 [略]

2・3 [略]

（身体的拘束等の禁止）

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指
定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当
該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊
急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならな
い。

2 [略]

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘
束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければな

(居住機能を担う併施設等への入居)

第63条 [略]

らない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(居住機能を担う併施設等への入居)

第63条 [略]

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護

(記録の整備)

第64条 [略]

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。))を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第64条 [略]

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) [略]

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 [略]

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合

(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) [略]

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 [略]

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合

は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 [略]

は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 [略]

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した

場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再

2 [略]

3 [略]

(記録の整備)

第85条 [略]

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条に規定する市への通

び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 [略]

8 [略]

(記録の整備)

第85条 [略]

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条の規定による市への通

知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) [略]

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条

通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) [略]

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4

第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条及び第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。))及び第76条第1項並びに次項に規定するも

節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条及び第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。))及び第76条第1項並びに次項に規定するも

のを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 [略]	のを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 2 [略]
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の横手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の規定、第2条の規定による改正後の横手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の規定、第3条の規定による改正後の横手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の規定及び第4条の規定による改正後の横手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(横手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の横手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第24条第3項（同条例第32条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（横手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

3 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の横手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第23条第3項（同条例第34条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（横手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

4 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、第3条の規定による改正後の横手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

5 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と読み替えるものとする。

6 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106

条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条で準用する場合を含む。）中「開催しなければ」とあるのは「開催するよう努めなければ」と、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」と読み替えるものとする。

（横手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、第4条の規定による改正後の横手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
- 8 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と読み替えるものとする。
- 9 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）中「開催しなければ」とあるのは「開催するよう努めなければ」と読み替えるものとする。

議案第 6 4 号

横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 2 7 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図ることを目的に水道事業及び下水道事業管理者（市長）の附属機関として「横手市上下水道事業経営協議会」を設置するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成１７年横手市条例第３１２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（業務状況説明書類の提出） 第７条　〔略〕	（業務状況説明書類の提出） 第７条　〔略〕 <u>（横手市上下水道事業経営協議会）</u> <u>第８条　上下水道事業の経営に関し、必要な事項について調査</u> <u>審議し、答申し、または意見を具申するため、法第１４条の</u> <u>規定に基づき、管理者の附属機関として横手市上下水道事業</u> <u>経営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u> <u>２　協議会は、委員２０人以内で組織する。</u> <u>３　前項の規定にかかわらず、専門の事項を調査審議させるた</u> <u>めに必要があるときは、専門委員を置くことができる。</u> <u>４　委員及び専門委員は、学識経験者、住民の代表者その他管</u>

	<u>理者が必要と認める者のうちから、管理者が任命し、又は委嘱する。</u> <u>5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に必要な事項は、管理者が別に定める。</u>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年横手市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条、第4条関係）				別表（第2条、第4条関係）			
区分	報酬の額	旅費の額	備考	区分	報酬の額	旅費の額	備考
[略]				[略]			

歴史的風致維持向上協議会の委員	[略]	歴史的風致維持向上協議会の委員	[略]		
[略]		上下水道事業経営協議会の委員	日額 6,000円	横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年横手市条例第59号。以下「条例」という。）別表第1に規定する旅費相当額	
[略]		[略]			

議案第 6 5 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 十五野公園野球場ナイター照明設備改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 横手市平鹿町浅舞字十六石野 6 1 番地 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1 6 5, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 横手市柳田字新藤 1 7 3 番地 9
ユアテック・横手電気工業 十五野公園野球場ナイター照明設備改修工事
特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社ユアテック 横手営業所
所長 小林 学 |

令和 6 年 5 月 2 7 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 6 7 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 66 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 南東地区最終処分場 第 1 区画キャッピング工事（第 2 期） |
| 2 | 工 事 場 所 | 横手市平鹿町醍醐字飛池 5 番地 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1 6 2, 5 8 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 横手市駅前町 1 3 番 8 号
創和建設・ミノル工業 南東地区最終処分場 第 1 区画キャッピング工事（
第 2 期）特定建設工事共同企業体
代表者 創和建設株式会社
代表取締役社長 小原 朗 |

令和 6 年 5 月 2 7 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年横手市条例第 67 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 6 7 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 高機能消防指令センター更新整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 横手市条里一丁目 1 番 1 号 ほか |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1, 1 8 1, 4 0 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市旭北錦町 5 番 5 0 号
N E C ネットエスアイ株式会社 秋田営業所
所長 石井 幸二 |

令和 6 年 5 月 2 7 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 6 7 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 6 8 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | グリーンスタジアムよこてスコアボード改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 横手市赤坂字大沼沢 4 8 番地 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 2 5 1, 9 0 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 横手市旭川一丁目 4 番 3 7 号
羽後・桜沢 グリーンスタジアムよこてスコアボード改修工事特定建設工事
共同企業体
代表者 羽後電設工業株式会社 横手営業所
取締役所長 鈴木 好春 |

令和 6 年 5 月 2 7 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 6 7 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 6 9 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 令和 6 年度横手市十文字陸上競技場公認更新改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 横手市十文字町十五野新田 地内 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 2 0 0 , 2 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市土崎港西五丁目 1 0 番 2 6 号
長谷川体育・マルサ・高作 令和 6 年度横手市十文字陸上競技場公認更新改
修工事 特定建設工事共同企業体
代表者 長谷川体育施設株式会社 秋田営業所
所長 田中 広克 |

令和 6 年 5 月 2 7 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 6 7 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 70 号

財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

1	名 称	除雪ドーザ 14 t 級 (SA プラウ付)	1 台
2	契 約 の 方 法	随意契約	
3	購 入 金 額	25,960,000 円	
4	購入の相手方	横手市外目字壇森44番地2 コマツ秋田株式会社 横手支店 支店長 秋本 秋穂	

令和 6 年 5 月 27 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年横手市条例第 67 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 7 1 号

財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

- | | | | |
|---|-----------|---|-----|
| 1 | 名 称 | ロータリ除雪車 2. 2 m級 | 1 台 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 購 入 金 額 | 5 5, 6 7 1, 0 0 0 円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市駅前町 7 番 3 0 号
打川自動車株式会社
代表取締役 打川 敦 | |

令和 6 年 5 月 2 7 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 6 7 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 7 2 号

財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

1	名 称	除雪ドーザ 1 4 t 級（マルチプラウ付）	1 台
2	契 約 の 方 法	随意契約	
3	購 入 金 額	2 8, 6 0 0, 0 0 0 円	
4	購 入 の 相 手 方	横手市外目字檀森 4 4 番地 2 コマツ秋田株式会社 横手支店 支店長 秋本 秋穂	

令和 6 年 5 月 2 7 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 6 7 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 73 号

財産の取得について

次のとおり小型動力消防ポンプ付軽積載車及び軽積載車（6 台）を購入する。

- | | | | |
|---|-----------|--|-----|
| 1 | 名 称 | 小型動力消防ポンプ付軽積載車及び軽積載車 | 6 台 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 購 入 金 額 | 40,876,000 円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 湯沢市字両神 120 番地の 2
有限会社セフティ
代表取締役 佐々木 勝孝 | |

令和 6 年 5 月 27 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年横手市条例第 67 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 7 4 号

財産の取得について

次のとおりスクールバスを購入する。

- | | | | |
|---|-------------|---|-----|
| 1 | 名 称 | 大森小学校中型スクールバス | 2 台 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 購 入 金 額 | 3 4, 4 3 0, 0 0 0 円 | |
| 4 | 購 入 の 相 手 方 | 横手市大森町字大中島 2 8 8 番地
有限会社大沼モータース
代表取締役 大沼 一夫 | |

令和 6 年 5 月 2 7 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 6 7 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 7 5 号

令和 6 年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について

令和 6 年度横手市市営温泉施設特別会計への、令和 6 年度横手市一般会計からの繰入額「2 0 2 , 9 4 2 千円以内」を「2 0 8 , 0 9 8 千円以内」に改める。

令和 6 年 5 月 2 7 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 6 条の規定により、議会の議決を求める。

議案第76号

令和6年度横手市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度横手市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ204,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,875,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年5月27日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金		6,789,623	142,035	6,931,658
	1 国庫負担金	4,441,287	3,425	4,444,712
	2 国庫補助金	2,333,724	138,610	2,472,334
19 繰入金		5,691,859	46,264	5,738,123
	2 基金繰入金	5,045,575	46,264	5,091,839
21 諸収入		2,052,975	3,401	2,056,376
	5 雑入	723,998	3,401	727,399
22 市債		6,869,100	12,300	6,881,400
	1 市債	6,869,100	12,300	6,881,400
歳 入 合 計		58,671,000	204,000	58,875,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		323,741	936	324,677
	1 議会費	323,741	936	324,677
2 総務費		9,302,211	13,946	9,316,157
	1 総務管理費	8,470,962	35,998	8,506,960
	2 徴税費	461,347	△20,506	440,841
	3 戸籍住民基本台帳費	253,544	△8,566	244,978
	4 選挙費	44,650	7,966	52,616
	6 監査委員費	50,725	△946	49,779
3 民生費		14,857,126	799	14,857,925
	1 社会福祉費	8,103,789	△1,154	8,102,635
	2 児童福祉費	5,636,485	219	5,636,704
	3 生活保護費	1,110,689	1,734	1,112,423
4 衛生費		5,856,888	153,394	6,010,282
	1 保健衛生費	3,167,073	168,273	3,335,346
	2 清掃費	1,570,278	△14,879	1,555,399
6 農林水産業費		3,004,346	△14,788	2,989,558
	1 農業費	2,683,071	△16,717	2,666,354
	2 林業費	321,275	1,929	323,204
7 商工費		2,946,933	37,251	2,984,184
	1 商工費	2,946,933	37,251	2,984,184

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 土木費		5,955,688	3,078	5,958,766
	1 土木管理費	88,478	9,377	97,855
	2 道路橋りょう費	3,787,049	5,703	3,792,752
	4 都市計画費	1,861,971	△4,351	1,857,620
	5 住宅費	212,577	△7,651	204,926
9 消防費		2,468,824	29,546	2,498,370
	1 消防費	2,468,824	29,546	2,498,370
10 教育費		5,787,778	△20,162	5,767,616
	1 教育総務費	972,341	△25,860	946,481
	2 小学校費	1,481,319	5,409	1,486,728
	3 中学校費	321,230	1,310	322,540
	4 社会教育費	825,928	△3,195	822,733
	5 保健体育費	2,186,960	2,174	2,189,134
歳 出	合 計	58,671,000	204,000	58,875,000

第2表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
西部斎場整備事業	144,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率 見直し方式を選 択した地方債に ついては、見直 し後の利率が当 初定めていた利 率を上回る場合 は、当該見直し を行った利率で 借入することが できる。	政府資金の場 合は、借入先の 融資条件によ る。銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するところによ る。ただし、財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。	156,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率 見直し方式を選 択した地方債に ついては、見直 し後の利率が当 初定めていた利 率を上回る場合 は、当該見直し を行った利率で 借入することが できる。	政府資金の場 合は、借入先の 融資条件によ る。銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するところによ る。ただし、財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	6,789,623	142,035	6,931,658
19 繰入金	5,691,859	46,264	5,738,123
21 諸収入	2,052,975	3,401	2,056,376
22 市債	6,869,100	12,300	6,881,400
計	58,671,000	204,000	58,875,000

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	323,741	936	324,677					936
2 総務費	9,302,211	13,946	9,316,157				3,326	10,620
3 民生費	14,857,126	799	14,857,925					799
4 衛生費	5,856,888	153,394	6,010,282	142,035		12,300		△941
6 農林水産業費	3,004,346	△14,788	2,989,558					△14,788
7 商工費	2,946,933	37,251	2,984,184					37,251
8 土木費	5,955,688	3,078	5,958,766					3,078
9 消防費	2,468,824	29,546	2,498,370					29,546
10 教育費	5,787,778	△20,162	5,767,616					△20,162
計	58,671,000	204,000	58,875,000	142,035		12,300	3,326	46,339

2. 歳入

15 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費国庫負担金	4, 997	3, 425	8, 422	1 保健衛生費負担金	3, 425	新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金 3, 425
計	4, 441, 287	3, 425	4, 444, 712			

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費国庫補助金	101, 331	138, 610	239, 941	1 保健衛生費補助金	138, 610	新型コロナウイルスワクチン予防接種助成金 138, 610
計	2, 333, 724	138, 610	2, 472, 334			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	3, 169, 327	46, 264	3, 215, 591	1 財政調整基金繰入金	46, 264	財政調整基金繰入金 46, 264
計	5, 045, 575	46, 264	5, 091, 839			

21 款 諸収入

5 項 雑入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 雑入	394,548	3,401	397,949	1 雑入	3,401	過年度歳出返納金 300 デジタル基盤改革支援補助金 △499 自治総合センター・コミュニティ助成金 3,600
計	723,998	3,401	727,399			

22 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生債	272,300	12,300	284,600	1 保健衛生事業 債	12,300	過疎対策事業債 12,300
計	6,869,100	12,300	6,881,400			

3. 歳出

1 款 議会費

1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 議会費	323, 741	936	324, 677				936	2 給料	199	人件費 936
								3 職員手当等	342	
								4 共済費	395	
計	323, 741	936	324, 677				936			

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	2, 346, 365	23, 672	2, 370, 037				23, 672	2 給料	1, 536	特別職人件費（三役等） 人件費 行政改革推進事業	
								3 職員手当等	4, 077		59
								4 共済費	59		18, 000
								18 負担金補助及び交付金	18, 000		18, 000
7 企画費	3, 493, 095	225	3, 493, 320			225		22 償還金、利子及び割引料	225	移住定住促進事業	
8 地域振興費	295, 170	5, 600	300, 770			3, 600	2, 000	18 負担金補助及び交付金	5, 600	地域おこし協力隊活用事業	
										2, 000	コミュニティ助成事業
9 地域局費	463, 655	1, 817	465, 472				1, 817	14 工事請負費	671	横手総合交流促進施設費	
								17 備品購入費	1, 146		1, 817

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
10 電算情報管理費	586, 307	4, 684	590, 991			△499	5, 183	12 委託料	4, 684	情報システム運用管理費 4, 684
計	8, 470, 962	35, 998	8, 506, 960			3, 326	32, 672			

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 税務総務費	316, 888	△20, 506	296, 382				△20, 506	2 給料	△13, 153	人件費 △20, 506
								3 職員手当等	△5, 629	
								4 共済費	△1, 724	
計	461, 347	△20, 506	440, 841				△20, 506			

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 戸籍住民基本台帳費	253, 544	△8, 566	244, 978				△8, 566	2 給料	△5, 871	人件費△8, 566
								3 職員手当等	△2, 620	
								4 共済費	△75	
計	253, 544	△8, 566	244, 978				△8, 566			

2 款 総務費

4 項 選挙費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1選挙管理委員会費	14, 578	7, 966	22, 544				7, 966	2 給料	4, 477	人件費 7, 966
								3 職員手当等	2, 169	
								4 共済費	1, 320	
計	44, 650	7, 966	52, 616				7, 966			

2 款 総務費

6 項 監査委員費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 監査委員費	50, 725	△946	49, 779				△946	2 給料	△1, 222	人件費 △946
								3 職員手当等	407	
								4 共済費	△131	
計	50, 725	△946	49, 779				△946			

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 社会福祉総務費	829, 487	28, 112	857, 599				28, 112	2 給料	9, 812	人件費	25, 973
								3 職員手当等	7, 520	総務関係費	2, 139
								4 共済費	8, 641		

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								18 負担金補助 及び交付金	2, 139	
5 高齢者福祉 施設費	457, 867	△17, 238	440, 629				△17, 238	27 繰出金	△17, 238	市営介護サービス事業特別会計繰 出金 △17, 238
7 国民健康保 険費	798, 374	△1, 971	796, 403				△1, 971	27 繰出金	△1, 971	国民健康保険特別会計繰出金 △1, 971
8 介護保険対 策費	1, 985, 617	△10, 057	1, 975, 560				△10, 057	27 繰出金	△10, 057	介護保険特別会計繰出金 △10, 057
計	8, 103, 789	△1, 154	8, 102, 635				△1, 154			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
7 公立保育所 費	381, 634	219	381, 853				219	2 給料	△4, 276	人件費 保育所費	△5, 733 5, 952
								3 職員手当等	△1, 104		
								4 共済費	△353		
								10 需用費	272		
								12 委託料	1, 158		
								14 工事請負費	4, 522		
計	5, 636, 485	219	5, 636, 704				219				

3 款 民生費

3 項 生活保護費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 生活保護総務費	56, 908	1, 734	58, 642				1, 734	12 委託料	1, 734	生活保護総務費 1, 734
計	1, 110, 689	1, 734	1, 112, 423				1, 734			

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保健衛生総務費	455, 901	△21, 388	434, 513				△21, 388	2 給料	△15, 711	人件費 △21, 388
								3 職員手当等	△4, 245	
								4 共済費	△1, 432	
2 予防費	310, 935	175, 787	486, 722	142, 035			33, 752	10 需用費	352	予防接種事業 175, 787
								12 委託料	172, 010	
								21 補償、補てん及び賠償金	3, 425	
10 保健衛生施設費	51, 917	1, 604	53, 521				1, 604	18 負担金補助及び交付金	1, 604	保健センター費 1, 604
11 斎場施設費	232, 212	12, 270	244, 482		12, 300		△30	12 委託料	168	斎場施設整備事業 12, 270
								14 工事請負費	12, 102	
計	3, 167, 073	168, 273	3, 335, 346	142, 035	12, 300		13, 938			

4 款 衛生費

2 項 清掃費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 清掃総務費	137, 366	△21, 237	116, 129				△21, 237	2 給料	△11, 572	人件費△21, 237
								3 職員手当等	△6, 346	
								4 共済費	△3, 319	
3 し尿処理費	267, 470	6, 358	273, 828				6, 358	14 工事請負費	6, 358	衛生センター費6, 358
計	1, 570, 278	△14, 879	1, 555, 399				△14, 879			

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 農業委員会費	89, 598	607	90, 205				607	2 給料	2	人件費607
								3 職員手当等	311	
								4 共済費	294	
2 農業総務費	458, 241	△17, 724	440, 517				△17, 724	2 給料	△11, 022	人件費△17, 724
								3 職員手当等	△6, 095	
								4 共済費	△607	
3 農業振興費	1, 028, 744	400	1, 029, 144				400	12 委託料	400	地域おこし協力隊活用事業400
計	2, 683, 071	△16, 717	2, 666, 354				△16, 717			

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 林業総務費	64, 229	1, 929	66, 158				1, 929	2 給料	315	人件費 1, 929
								3 職員手当等	608	
								4 共済費	1, 006	
計	321, 275	1, 929	323, 204				1, 929			

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 商工総務費	300, 633	32, 095	332, 728				32, 095	2 給料	15, 772	人件費 32, 095
								3 職員手当等	8, 683	
								4 共済費	7, 640	
5 温泉観光施設費	228, 553	5, 156	233, 709				5, 156	27 繰出金	5, 156	市営温泉施設特別会計繰出金 5, 156
計	2, 946, 933	37, 251	2, 984, 184				37, 251			

8 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 土木総務費	88, 478	9, 377	97, 855				9, 377	2 給料	5, 136	人件費 9, 377
								3 職員手当等	1, 322	

8 款 土木費

1 項 土木管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								4 共済費	2,919	
計	88,478	9,377	97,855				9,377			

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1道路橋りょう総務費	275,263	△10,014	265,249				△10,014	2給料	△6,509	人件費△10,014
								3職員手当等	△3,577	
								4共済費	72	
2道路維持費	585,319	11,423	596,742				11,423	11役務費	71	道路維持管理費11,423
								17備品購入費	11,337	
								26公課費	15	
3道路新設改良費	1,252,350	4,294	1,256,644				4,294	2給料	1,196	人件費4,294
								3職員手当等	1,757	
								4共済費	1,341	
計	3,787,049	5,703	3,792,752				5,703			

8 款 土木費

4 項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1都市計画総務費	114, 199	△4, 351	109, 848				△4, 351	2 給料	△3, 371	人件費 △4, 351
								3 職員手当等	△916	
								4 共済費	△64	
計	1, 861, 971	△4, 351	1, 857, 620				△4, 351			

8 款 土木費

5 項 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 建築住宅総務費	111, 055	△7, 651	103, 404				△7, 651	2 給料	△4, 846	人件費 △7, 651
								3 職員手当等	△1, 719	
								4 共済費	△1, 086	
計	212, 577	△7, 651	204, 926				△7, 651			

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 常備消防費	2, 138, 906	29, 546	2, 168, 452				29, 546	2 給料	8, 179	人件費 29, 546
								3 職員手当等	6, 434	
								4 共済費	14, 933	
計	2, 468, 824	29, 546	2, 498, 370				29, 546			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 事務局費	824, 278	△25, 860	798, 418				△25, 860	1 報酬	△2, 000	特別職人件費（教育長） 20 人件費 △27, 260 外国語教育・国際理解教育推進事業 1, 380
								2 給料	△15, 418	
								3 職員手当等	△8, 152	
								4 共済費	△3, 670	
								7 報償費	20	
								8 旅費	1, 640	
								10 需用費	80	
								11 役務費	174	
								13 使用料及び賃借料	160	
								18 負担金補助及び交付金	1, 306	
計	972, 341	△25, 860	946, 481				△25, 860			

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 学校管理費	1, 401, 588	3, 937	1, 405, 525				3, 937	2 給料	2, 201	人件費	3, 937
								3 職員手当等	482		
								4 共済費	1, 254		
2 教育振興費	79, 731	1, 472	81, 203				1, 472	17 備品購入費	1, 472	小学校教育振興費	1, 472
計	1, 481, 319	5, 409	1, 486, 728				5, 409				

10 款 教育費

3 項 中学校費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 学校管理費	272, 994	980	273, 974				980	2 給料	271	人件費 980
								3 職員手当等	415	
								4 共済費	294	
2 教育振興費	48, 236	330	48, 566				330	17 備品購入費	330	中学校教育振興費 330
計	321, 230	1, 310	322, 540				1, 310			

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会教育総務費	355, 060	△3, 195	351, 865				△3, 195	2 給料	△2, 402	人件費 △3, 195
								3 職員手当等	△1, 851	
								4 共済費	1, 058	
計	825, 928	△3, 195	822, 733				△3, 195			

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 スポーツ振 興費	1, 442, 453	1, 693	1, 444, 146				1, 693	2 給料	84	人件費	1, 193
								3 職員手当等	818	スポーツ振興総務費	500
								4 共済費	291		

10 款 教育費

5 項 保健体育費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								18 負担金補助 及び交付金	500	
2 学校給食費	744, 507	481	744, 988				481	2 給料	72	人件費 481
								3 職員手当等	△39	
								4 共済費	448	
計	2, 186, 960	2, 174	2, 189, 134				2, 174			

1. 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費							共済費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 〔年間支給率 (月分)〕	地 域 手 当	寒冷地 手 当	その他の 手 当	計			
補正後	長 等	3		32,976	10,272 (3.25)		153	10,774	54,175	6,659	60,834	
	議 員	25	133,668		41,633				175,301	38,676	213,977	
	その他の 特 別 職	2,888	129,967	8,484	2,650 (3.25)		51	2,130	143,282	600	143,882	
	計	2,916	263,635	41,460	54,555		204	12,904	372,758	45,935	418,693	
補正前	長 等	3		32,976	10,272 (3.25)		153	10,774	54,175	6,600	60,775	
	議 員	25	133,668		41,633				175,301	38,676	213,977	
	その他の 特 別 職	2,888	129,967	8,484	2,650 (3.25)		51	2,130	143,282	580	143,862	
	計	2,916	263,635	41,460	54,555		204	12,904	372,758	45,856	418,614	
比 較	長 等									59	59	
	議 員											
	その他の 特 別 職									20	20	
	計									79	79	

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1,286) 878	1,711,421	3,547,501	3,038,806	8,297,728	1,525,362	9,823,090	
補 正 前	(1,292) 874	1,713,421	3,593,622	3,045,754	8,352,797	1,495,937	9,848,734	
比 較	(△6) 4	△2,000	△46,121	△6,948	△55,069	29,425	△25,644	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 手 当	時間外 勤 務 手 当	宿日直 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管理職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒冷地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	113,646	43,666	57,041	20,634	369,604	4,900	1,360	14,000	59,937	42,245	1,039,270	876,309	59,474	55,305		1,589	279,826	3,038,806
補 正 前	113,598	40,188	56,784	20,634	369,604	4,900	1,360	14,000	59,937	40,964	1,048,273	880,061	59,117	54,805	552	1,151	279,826	3,045,754
比 較	48	3,478	257							1,281	△9,003	△3,752	357	500	△552	438		△6,948

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(58) 878		3,547,501	2,539,146	6,086,647	1,238,370	7,325,017	
補 正 前	(64) 874		3,593,622	2,546,094	6,139,716	1,208,945	7,348,661	
比 較	(△6) 4		△46,121	△6,948	△53,069	29,425	△23,644	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区分	扶 養 当 手 当	住 居 当 手 当	通 勤 当 手 当	特 殊 当 勤 手 当	時間外 勤 務 当 手 当	宿日直 手 当	管理職員 特別勤 務 手 当	夜 間 勤 務 当 手 当	休 日 勤 務 当 手 当	管理職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒冷地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補正後	113,646	43,666	57,041	20,634	369,604	4,900	1,360	14,000	59,937	42,245	773,682	642,237	59,474	55,305		1,589	279,826	2,539,146
補正前	113,598	40,188	56,784	20,634	369,604	4,900	1,360	14,000	59,937	40,964	782,685	645,989	59,117	54,805	552	1,151	279,826	2,546,094
比較	48	3,478	257							1,281	△9,003	△3,752	357	500	△552	438		△6,948

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1,228)	1,711,421		499,660	2,211,081	286,992	2,498,073	
補 正 前	(1,228)	1,713,421		499,660	2,213,081	286,992	2,500,073	
比 較	()	△2,000			△2,000		△2,000	

※ () 内は、パートタイム職員 (外書き)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説明	備 考
給 料	△46,121	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△46,121	人事異動による対象者変更など	
職 員 手 当	△6,948	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△6,948	人事異動による対象者変更など	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補正後	平均給料月額 (円)	318,355	294,431	286,024		289,670
	平均給与月額 (円)	384,437	350,006	328,524		341,773
	平 均 年 齢 (歳)	43.6	53.4	43.0		55.6
補正前	平均給料月額 (円)	328,317	315,560	292,952		352,278
	平均給与月額 (円)	397,365	376,279	335,655		418,922
	平 均 年 齢 (歳)	43.2	52.7	39.4		52.2

イ 級 別 職 員 数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			医 療 技 術 職			保 健 ・ 看 護 職			福 祉 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補正後	1級	77	9.6	1級			1級			1級			1級		
	2級	96	12.0	2級	1 (4)	1.8 (100.0)	2級	2	33.3	2級			2級	(9)	(100.0)
	3級	142 (41)	17.7 (93.2)	3級	5	9.1	3級	1 (1)	16.7 (100.0)	3級			3級	5	31.3
	4級	250 (1)	31.2 (2.3)	4級	35	63.6	4級	2	33.3	4級			4級	11	68.7
	5級	144	18.0	5級	14	25.5	5級	1	16.7	5級			5級		
	6級	81 (2)	10.1 (4.5)				6級			6級					
	7級	11	1.4												
	計	801 (44)	100.0 (100.0)	計	55 (4)	100.0 (100.0)	計	6 (1)	100.0 (100.0)	計			計	16 (9)	100.0 (100.0)
補正前	1級	73	9.1	1級			1級	1	14.2	1級			1級		
	2級	110	13.8	2級	1 (5)	1.9 (100.0)	2級	2	28.6	2級			2級	(10)	(100.0)
	3級	143 (44)	17.9 (91.6)	3級	8	14.8	3級	1 (1)	14.3 (100.0)	3級			3級	9	60.0
	4級	254 (1)	31.9 (2.1)	4級	32	59.2	4級	2	28.6	4級			4級	6	40.0
	5級	130 (3)	16.3 (6.3)	5級	13	24.1	5級	1	14.3	5級			5級		
	6級	77	9.6				6級			6級					
	7級	11	1.4												
	計	798 (48)	100.0 (100.0)	計	54 (5)	100.0 (100.0)	計	7 (1)	100.0 (100.0)	計			計	15 (10)	100.0 (100.0)

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

(級 別 の 基 準 と な る 職 務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一 般 行 政 職	主事 技師 保健師	主任	副主査	主査	副主幹	次長 課長	部長
技 能 労 務 職		技士	主任	主席	総括		
医 療 技 術 職		副主任	主任	主査	副主幹	主幹	
保 健 ・ 看 護 職		副主任 (准看護師のみ)	主任	主査	副主幹	主幹	
福 祉 職		主任	主査	副主幹	主幹		

ウ 昇 給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	878	801	55	6		16
	昇給に係る職員数 (B) (人)	740	695	27	6		12
	号給数別内訳	1 号給 (人)					
		2 号給 (人)					
		3 号給 (人)	56	56			
		4 号給 (人)	684	639	27	6	12
		号給 (人)					
	比 率 (B)／(A) (%)	84.3	86.8	49.1	100.0		75.0
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	874	798	54	7		15
	昇給に係る職員数 (B) (人)	763	710	35	7		11
	号給数別内訳	1 号給 (人)					
		2 号給 (人)					
		3 号給 (人)	47	47			
		4 号給 (人)	716	663	35	7	11
		号給 (人)					
	比 率 (B)／(A) (%)	87.3	89.0	64.8	100.0		73.3

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	6,758,300	12,300	6,770,600	4,966,723		4,966,723	49,482,687	12,300	49,494,987
(3)衛生	272,300	12,300	284,600	667,155		667,155	6,541,841	12,300	6,554,141
合 計	6,869,100	12,300	6,881,400	6,911,677		6,911,677	64,240,296	12,300	64,252,596

(資料)

地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高見込額		当該年度末現在高見込額	
	変更前 (当初予算時点)	変更後 (令和5年度予算最 終専決時点)	変更前 (当初予算時点)	変更後 (令和5年度予算最 終専決時点)
1. 普通債	47,768,510	47,691,110	49,560,087	49,482,687
(1)総 務	7,489,259	7,424,959	8,663,894	8,599,594
(2)民 生	2,274,629	2,272,829	1,994,339	1,992,539
(3)衛 生	6,937,896	6,936,696	6,543,041	6,541,841
(4)労 働				
(5)農林水産	4,921,329	4,920,828	4,613,177	4,612,676
(6)商 工	448,740	448,739	776,140	776,139
(7)土 木	11,042,218	11,464,920	11,095,934	11,518,636
(8)消 防	2,033,625	2,078,626	2,353,231	2,398,232
(9)教 育	12,079,665	11,602,363	13,073,404	12,596,102
(10)公営住宅	541,149	541,150	446,927	446,928
2. 災害復旧債	254,586	246,885	248,620	240,919
(1)農林水産	16,225	8,425	49,710	41,910
(2)土 木	238,361	238,460	198,910	199,009
3. そ の 他	16,346,377	16,344,878	14,518,189	14,516,690
(1)転貸債	468,251	466,751	371,863	370,363
(2)減税補てん債	31,633	31,633	15,278	15,278
(3)減収補てん債	96,117	96,117	82,394	82,394
(4)臨時財政対策債	15,750,376	15,750,377	14,048,654	14,048,655
合 計	64,369,473	64,282,873	64,326,896	64,240,296

議案第 7 7 号

令和 6 年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度横手市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 6, 7 0 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 4 7 5, 7 0 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 5 月 2 7 日提出
横手市長 高 橋 大

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		1, 399, 567	28, 677	1, 428, 244
	1 国民健康保険税	1, 399, 567	28, 677	1, 428, 244
6 繰入金		797, 850	△1, 971	795, 879
	1 他会計繰入金	797, 849	△1, 971	795, 878
歳 入	合 計	9, 449, 000	26, 706	9, 475, 706

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		177,719	△1,971	175,748
	1 総務管理費	154,245	△1,971	152,274
3 国民健康保険事業費納付金		2,107,091	△20,413	2,086,678
	1 医療給付費分	1,401,343	△28,383	1,372,960
	2 後期高齢者支援金等分	537,459	10,521	547,980
	3 介護納付金分	168,289	△2,551	165,738
10 予備費		637	49,090	49,727
	1 予備費	637	49,090	49,727
歳 出	合 計	9,449,000	26,706	9,475,706

国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険税	1, 399, 567	28, 677	1, 428, 244
6 繰入金	797, 850	△1, 971	795, 879
計	9, 449, 000	26, 706	9, 475, 706

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	177, 719	△1, 971	175, 748					△1, 971
3 国民健康保険事業費 納付金	2, 107, 091	△20, 413	2, 086, 678					△20, 413
10 予備費	637	49, 090	49, 727					49, 090
計	9, 449, 000	26, 706	9, 475, 706					26, 706

2. 歳入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般被保険者国民健康保険税	1, 399, 483	28, 677	1, 428, 160	1 医療給付費分 現年課税分	20, 269	医療給付費分現年課税分 20, 269
				2 後期高齢者支 援金分現年課 税分	6, 809	後期高齢者支援金分現年課税分 6, 809
				3 介護納付金分 現年課税分	1, 599	介護納付金分現年課税分 1, 599
計	1, 399, 567	28, 677	1, 428, 244			

6 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	797, 849	△1, 971	795, 878	4 事務費繰入金	△1, 971	事務費繰入金 △1, 971
計	797, 849	△1, 971	795, 878			

3. 歳出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	154, 245	△1, 971	152, 274				△1, 971	2 給料	△803	人件費	△1, 971
								3 職員手当等	△593	一般管理費	歳出組替
								4 共済費	△575		
計	154, 245	△1, 971	152, 274				△1, 971				

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般被保険者医療給付費分	1, 401, 343	△28, 383	1, 372, 960				△28, 383	18 負担金補助及び交付金	△28, 383	一般被保険者医療給付費分 △28, 383
計	1, 401, 343	△28, 383	1, 372, 960				△28, 383			

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	537, 459	10, 521	547, 980				10, 521	18 負担金補助及び交付金	10, 521	一般被保険者後期高齢者支援金等分 10, 521

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	537, 459	10, 521	547, 980				10, 521			

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 介護納付金 分	168, 289	△2, 551	165, 738				△2, 551	18 負担金補助 及び交付金	△2, 551	介護納付金分 △2, 551
計	168, 289	△2, 551	165, 738				△2, 551			

10 款 予備費

1 項 予備費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 予備費	637	49, 090	49, 727				49, 090		49, 090	予備費	49, 090
計	637	49, 090	49, 727				49, 090				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(6) 12	11,265	46,257	32,882	90,404	17,449	107,853	
補 正 前	(6) 12	11,265	47,060	33,475	91,800	18,024	109,824	
比 較	()		△803	△593	△1,396	△575	△1,971	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手 当	住 居 当 手 当	通 勤 当 手 当	特 殊 勤 手 当	時間外 勤 手 当	宿 日 直 当 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	夜 間 勤 手 当	休 日 勤 手 当	管理職 手 当	期 末 当 手 当	勤 勉 当 手 当	寒冷地 手 当	児 童 当 手 当	単 身 赴 手 当	地 域 当 手 当	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	1,110	618	789		3,645				40	392	12,372	10,246	717				2,953	32,882
補 正 前	954	618	1,012		3,645				40	392	12,562	10,606	693				2,953	33,475
比 較	156		△223								△190	△360	24					△593

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	() 12		46,257	28,749	75,006	14,685	89,691	
補 正 前	() 12		47,060	29,342	76,402	15,260	91,662	
比 較	()		△803	△593	△1,396	△575	△1,971	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手 当	住 居 当 手 当	通 勤 当 手 当	特 殊 当 手 当	時間外 勤 務 当 手 当	宿日直 当 手 当	管理職員 特別勤務 当 手 当	夜 間 当 勤 務 当 手 当	休 日 当 勤 務 当 手 当	管理職 当 手 当	期 末 当 手 当	勤 勉 当 手 当	寒冷地 当 手 当	児 童 当 手 当	単 身 当 赴 任 当 手 当	地 域 当 手 当	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補正後	1,110	618	789		3,645				40	392	10,164	8,321	717				2,953	28,749
補正前	954	618	1,012		3,645				40	392	10,354	8,681	693				2,953	29,342
比 較	156		△223								△190	△360	24					△593

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説明	備 考
給 料	△803	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△803 人事異動による対象者変更など	
職 員 手 当	△593	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	△593 人事異動による対象者変更など	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補正後	平均給料月額 (円)	321,229				
	平均給与月額 (円)	367,021				
	平 均 年 齢 (歳)	41.4				
補正前	平均給料月額 (円)	326,799				
	平均給与月額 (円)	373,042				
	平 均 年 齢 (歳)	42.3				

イ 級 別 職 員 数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			医 療 技 術 職			保 健 ・ 看 護 職			福 祉 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補正後	1級	1	8.3	1級			1級			1級			1級		
	2級	3	25.0	2級			2級			2級			2級		
	3級	1	8.3	3級			3級			3級			3級		
	4級	4	33.4	4級			4級			4級			4級		
	5級	2	16.7	5級			5級			5級			5級		
	6級	1	8.3				6級			6級					
	7級														
	計	12	100.0	計			計			計			計		
補正前	1級	2	16.7	1級			1級			1級			1級		
	2級	2	16.7	2級			2級			2級			2級		
	3級			3級			3級			3級			3級		
	4級	5	41.6	4級			4級			4級			4級		
	5級	2	16.7	5級			5級			5級			5級		
	6級	1	8.3				6級			6級					
	7級														
	計	12	100.0	計			計			計			計		

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

(級 別 の 基 準 と な る 職 務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一 般 行 政 職	主事 技師 保健師	主任	副主査	主査	副主幹	次長 課長	部長
技 能 労 務 職		技士	主任	主席	総括		
医 療 技 術 職		副主任	主任	主査	副主幹	主幹	
保 健 ・ 看 護 職		副主任 (准看護師のみ)	主任	主査	副主幹	主幹	
福 祉 職		主任	主査	副主幹	主幹		

ウ 昇 給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	12	12				
	昇給に係る職員数 (B) (人)	11	11				
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	11	11			
		号給 (人)					
	比 率 (B)／(A) (%)	91.7	91.7				
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	12	12				
	昇給に係る職員数 (B) (人)	11	11				
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)	1	1			
		4号給 (人)	10	10			
		号給 (人)					
	比 率 (B)／(A) (%)	91.7	91.7				

議案第78号

令和6年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度横手市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,057千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,940,843千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月27日提出
横手市長 高 橋 大

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰入金		2, 190, 224	△10, 057	2, 180, 167
	1 一般会計繰入金	1, 984, 817	△10, 057	1, 974, 760
歳 入	合 計	12, 950, 900	△10, 057	12, 940, 843

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		254, 510	△18, 171	236, 339
	1 総務管理費	151, 257	△18, 171	133, 086
4 地域支援事業費		629, 631	8, 114	637, 745
	3 包括的支援事業・任意事業費	162, 947	8, 114	171, 061
歳 出	合 計	12, 950, 900	△10, 057	12, 940, 843

介護保険特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰入金	2, 190, 224	△10, 057	2, 180, 167
計	12, 950, 900	△10, 057	12, 940, 843

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	254, 510	△18, 171	236, 339					△18, 171
4 地域支援事業費	629, 631	8, 114	637, 745					8, 114
計	12, 950, 900	△10, 057	12, 940, 843					△10, 057

2. 歳入

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 その他一般会計繰入金	264, 814	△10, 057	254, 757	1 その他一般会計繰入金	△10, 057	その他一般会計繰入金 △10, 057
計	1, 984, 817	△10, 057	1, 974, 760			

3. 歳出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	150,356	△18,171	132,185				△18,171	2 給料	△8,848	人件費	△18,171
								3 職員手当等	△6,018	一般管理費	歳出組替
								4 共済費	△3,305		
計	151,257	△18,171	133,086				△18,171				

4 款 地域支援事業費

3 項 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 包括的支援 事業費	127,626	8,114	135,740				8,114	2 給料	3,935	人件費 8,114
								3 職員手当等	2,665	
								4 共済費	1,514	
計	162,947	8,114	171,061				8,114			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(30) 27	56,042	108,425	92,093	256,560	49,035	305,595	
補 正 前	(31) 27	56,042	113,338	95,446	264,826	50,826	315,652	
比 較	(△1)		△4,913	△3,353	△8,266	△1,791	△10,057	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手 当	住 居 当 手 当	通 勤 当 手 当	特 殊 勤 務 当 手 当	時間外 勤 務 当 手 当	宿 日 直 当 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	夜 間 勤 務 当 手 当	休 日 勤 務 当 手 当	管理職 手 当	期 末 当 手 当	勤 勉 当 手 当	寒冷地 手 当	児 童 当 手 当	単 身 赴 任 当 手 当	地 域 当 手 当	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	2,904	1,456	1,886		12,036				150	392	34,151	28,849	1,749	1,320			7,200	92,093
補 正 前	3,108	1,230	2,671		12,036				150	710	35,422	30,005	1,654	1,260			7,200	95,446
比 較	△204	226	△785							△318	△1,271	△1,156	95	60				△3,353

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	() 27		108,425	72,339	180,764	35,105	215,869	
補 正 前	(1) 27		113,338	75,692	189,030	36,896	225,926	
比 較	(△1)		△4,913	△3,353	△8,266	△1,791	△10,057	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手 当	住 居 当 手 当	通 勤 当 手 当	特 殊 当 手 当	時間外 勤 務 当 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	夜 間 勤 務 当 手 当	休 日 勤 務 当 手 当	管理職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 当 手 当	寒冷地 手 当	児 童 当 手 当	単 身 赴 任 当 手 当	地 域 当 手 当	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補正後	2,904	1,456	1,886		12,036				150	392	23,669	19,577	1,749	1,320			7,200	72,339
補正前	3,108	1,230	2,671		12,036				150	710	24,940	20,733	1,654	1,260			7,200	75,692
比 較	△204	226	△785							△318	△1,271	△1,156	95	60				△3,353

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説明	備 考
給 料	△4,913	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△4,913 人事異動による対象者変更など	
職 員 手 当	△3,353	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	△3,353 人事異動による対象者変更など	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補正後	平均給料月額 (円)	337,841				320,583
	平均給与月額 (円)	396,523				376,117
	平 均 年 齢 (歳)	45.4				49.8
補正前	平均給料月額 (円)	342,016				345,625
	平均給与月額 (円)	405,040				401,139
	平 均 年 齢 (歳)	46.3				49.8

イ 級 別 職 員 数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			医 療 技 術 職			保 健 ・ 看 護 職			福 祉 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補正後	1級	2	9.1	1級			1級			1級			1級		
	2級	2	9.1	2級			2級			2級			2級	1	20.0
	3級	2	9.1	3級			3級			3級			3級	2	40.0
	4級	8	36.4	4級			4級			4級			4級	2	40.0
	5級	7	31.8	5級			5級			5級			5級		
	6級	1	4.5				6級			6級					
	7級														
	計	22	100.0	計			計			計			計	5	100.0
補正前	1級	1	4.8	1級			1級			1級			1級		
	2級	3	14.3	2級			2級			2級			2級	1 (1)	16.7 (100.0)
	3級	3	14.3	3級			3級			3級			3級	2	33.3
	4級	6	28.6	4級			4級			4級			4級	3	50.0
	5級	6	28.6	5級			5級			5級			5級		
	6級	2	9.4				6級			6級					
	7級														
	計	21	100.0	計			計			計			計	6 (1)	100.0 (100.0)

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

(級 別 の 基 準 と な る 職 務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一 般 行 政 職	主事 技師 保健師	主任	副主査	主査	副主幹	次長 課長	部長
技 能 労 務 職		技士	主任	主席	総括		
医 療 技 術 職		副主任	主任	主査	副主幹	主幹	
保 健 ・ 看 護 職		副主任 (准看護師のみ)	主任	主査	副主幹	主幹	
福 祉 職		主任	主査	副主幹	主幹		

ウ 昇 給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職
補正後	職 員 数 (A) (人)	27	22				5
	昇給に係る職員数 (B) (人)	22	18				4
	号給数別内訳	1 号給 (人)					
		2 号給 (人)					
		3 号給 (人)	1	1			
		4 号給 (人)	21	17			4
		号給 (人)					
	比 率 (B)／(A) (%)	81.5	81.8				80.0
補正前	職 員 数 (A) (人)	27	21				6
	昇給に係る職員数 (B) (人)	20	17				3
	号給数別内訳	1 号給 (人)					
		2 号給 (人)					
		3 号給 (人)	2	2			
		4 号給 (人)	18	15			3
		号給 (人)					
	比 率 (B)／(A) (%)	74.1	81.0				50.0

議案第79号

令和6年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度横手市の市営介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,238千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,436,762千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月27日提出

横手市長 高 橋 大

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 繰入金		403, 101	△17, 238	385, 863
	1 他会計繰入金	403, 101	△17, 238	385, 863
歳 入	合 計	1, 454, 000	△17, 238	1, 436, 762

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		309,103	△3,107	305,996
	1 施設管理費	309,103	△3,107	305,996
2 サービス事業費		1,052,754	△14,131	1,038,623
	2 居宅介護サービス事業費	136,427	△515	135,912
	3 施設介護サービス事業費	883,508	△13,616	869,892
歳 出	合 計	1,454,000	△17,238	1,436,762

市営介護サービス事業特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 繰入金	403, 101	△17, 238	385, 863
計	1, 454, 000	△17, 238	1, 436, 762

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	309, 103	△3, 107	305, 996					△3, 107
2 サービス事業費	1, 052, 754	△14, 131	1, 038, 623					△14, 131
計	1, 454, 000	△17, 238	1, 436, 762					△17, 238

2. 歳入

5 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	403, 101	△17, 238	385, 863	1 一般会計繰入金	△17, 238	一般会計繰入金（特別養護老人ホーム白寿園） △18, 930 一般会計繰入金（介護老人保健施設老健おおもり） 1, 281 一般会計繰入金（指定通所介護事業所森の家） 411
計	403, 101	△17, 238	385, 863			

3. 歳出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	309, 103	△3, 107	305, 996				△3, 107	2 給料	△1, 333	人件費 △3, 107 一般管理費 歳出組替
								3 職員手当等	△597	
								4 共済費	△1, 177	
計	309, 103	△3, 107	305, 996				△3, 107			

2 款 サービス事業費

2 項 居宅介護サービス事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 短期入所生活介護事業費	56, 964	△1, 321	55, 643				△1, 321	2 給料	△1, 620	人件費△1, 321
								3 職員手当等	879	
								4 共済費	△580	
2 通所リハビリテーション事業費	26, 688	806	27, 494				806	2 給料	420	人件費806
								3 職員手当等	286	
								4 共済費	100	
計	136, 427	△515	135, 912				△515			

2 款 サービス事業費

3 項 施設介護サービス事業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1施設介護サービス事業費	883, 508	△13, 616	869, 892				△13, 616	2給料	△8, 920	人件費△13, 616
								3職員手当等	△3, 577	
								4共済費	△1, 119	
計	883, 508	△13, 616	869, 892				△13, 616			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(103) 67	254,449	287,061	265,836	807,346	135,684	943,030	
補 正 前	(105) 67	254,449	298,514	268,845	821,808	138,460	960,268	
比 較	(△2)		△11,453	△3,009	△14,462	△2,776	△17,238	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手 当	住 居 当 手 当	通 勤 当 手 当	特 殊 勤 務 当 手 当	時間外 勤 務 当 手 当	宿 日 直 当 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	夜 間 勤 務 当 手 当	休 日 勤 務 当 手 当	管理職 手 当	期 末 当 手 当	勤 勉 当 手 当	寒冷地 手 当	児 童 当 手 当	単 身 赴 任 当 手 当	地 域 当 手 当	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	4,752	792	6,940	5,802	9,984			6,540	30	880	102,793	87,197	4,004	2,040			34,082	265,836
補 正 前	4,290	761	6,710	5,802	9,984			6,540	30	881	104,916	89,097	3,952	1,800			34,082	268,845
比 較	462	31	230							△1	△2,123	△1,900	52	240				△3,009

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(10) 67		287,061	184,865	471,926	89,046	560,972	
補 正 前	(12) 67		298,514	187,874	486,388	91,822	578,210	
比 較	(△2)		△11,453	△3,009	△14,462	△2,776	△17,238	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手 当	住 居 当 手 当	通 勤 当 手 当	特 殊 当 手 当	時間外 勤 務 当 手 当	宿日直 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	夜 間 当 勤 務 手	休 日 当 勤 務 手	管理職 手 当	期 末 当 手 当	勤 勉 当 手 当	寒冷地 手 当	児 童 当 手 当	単 身 当 赴 任 手	地 域 当 手 当	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補正後	4,752	792	6,940	5,802	9,984			6,540	30	880	59,531	49,488	4,004	2,040			34,082	184,865
補正前	4,290	761	6,710	5,802	9,984			6,540	30	881	61,654	51,388	3,952	1,800			34,082	187,874
比 較	462	31	230							△1	△2,123	△1,900	52	240				△3,009

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説明	備 考
給 料	△11,453	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△11,453 人事異動による対象者変更など	
職 員 手 当	△3,009	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	△3,009 人事異動による対象者変更など	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補正後	平均給料月額 (円)	350,333	323,000	285,567	324,532	300,083
	平均給与月額 (円)	384,969	339,292	312,783	355,495	344,939
	平 均 年 齢 (歳)	53.4	54.5	45.0	52.6	50.6
補正前	平均給料月額 (円)	389,310	315,806	236,083	329,678	323,476
	平均給与月額 (円)	430,440	335,194	253,700	363,194	373,093
	平 均 年 齢 (歳)	57.1	56.3	44.8	52.3	49.8

イ 級 別 職 員 数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			医 療 技 術 職			保 健 ・ 看 護 職			福 祉 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補正後	1級	1	14.3	1級			1級			1級	1	6.7	1級	2	5.1
	2級			2級			2級			2級	1	6.7	2級	9 (5)	23.1 (100.0)
	3級	(1)	(100.0)	3級			3級	3 (1)	75.0 (100.0)	3級	4 (3)	26.7 (100.0)	3級	19	48.7
	4級	3	42.8	4級	1	50.0	4級	1	25.0	4級	4	26.7	4級	9	23.1
	5級	1	14.3	5級	1	50.0	5級			5級	5	33.2	5級		
	6級	2	28.6				6級			6級					
	7級														
	計	7 (1)	100.0 (100.0)	計	2	100.0	計	4 (1)	100.0 (100.0)	計	15 (3)	100.0 (100.0)	計	39 (5)	100.0 (100.0)
補正前	1級			1級			1級			1級	1	7.7	1級	3	7.5
	2級			2級			2級			2級	2	15.4	2級	9 (5)	22.5 (100.0)
	3級	(1)	(100.0)	3級			3級	3 (1)	75.0 (100.0)	3級	3 (5)	23.1 (100.0)	3級	19	47.5
	4級	4	57.1	4級	3	100.0	4級	1	25.0	4級	2	15.4	4級	9	22.5
	5級	1	14.3	5級			5級			5級	5	38.4	5級		
	6級	2	28.6				6級			6級					
	7級														
	計	7 (1)	100.0 (100.0)	計	3	100.0	計	4 (1)	100.0 (100.0)	計	13 (5)	100.0 (100.0)	計	40 (5)	100.0 (100.0)

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

(級 別 の 基 準 と な る 職 務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一 般 行 政 職	主事 技師 保健師	主任	副主査	主査	副主幹	次長 課長	部長
技 能 労 務 職		技士	主任	主席	総括		
医 療 技 術 職		副主任	主任	主査	副主幹	主幹	
保 健 ・ 看 護 職		副主任 (准看護師のみ)	主任	主査	副主幹	主幹	
福 祉 職		主任	主査	副主幹	主幹		

ウ 昇 給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	67	7	2	4	15	39
	昇給に係る職員数 (B) (人)	52	2	1	4	8	37
	号給数別内訳	1 号給 (人)					
		2 号給 (人)					
		3 号給 (人)					
		4 号給 (人)	52	2	1	4	37
		号給 (人)					
	比 率 (B)／(A) (%)	77.6	28.6	50.0	100.0	53.3	94.9
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	67	7	3	4	13	40
	昇給に係る職員数 (B) (人)	42	1	1	4	8	28
	号給数別内訳	1 号給 (人)					
		2 号給 (人)					
		3 号給 (人)					
		4 号給 (人)	42	1	1	4	28
		号給 (人)					
	比 率 (B)／(A) (%)	62.7	14.3	33.3	100.0	61.5	70.0

議案第 80 号

令和 6 年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度横手市の市営温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,156 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 459,156 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 5 月 27 日提出
横手市長 高 橋 大

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金		202, 942	5, 156	208, 098
	1 一般会計繰入金	202, 942	5, 156	208, 098
歳 入	合 計	454, 000	5, 156	459, 156

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 施設経営費		451, 000	5, 156	456, 156
	1 施設経営費	451, 000	5, 156	456, 156
歳 出	合 計	454, 000	5, 156	459, 156

市営温泉施設特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金	202, 942	5, 156	208, 098
計	454, 000	5, 156	459, 156

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 施設経営費	451, 000	5, 156	456, 156					5, 156
計	454, 000	5, 156	459, 156					5, 156

2. 歳入

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	202, 942	5, 156	208, 098	1 一般会計繰入金	5, 156	さくら荘 3, 925 ゆっふる △61 ゆとりおん大雄 1, 292
計	202, 942	5, 156	208, 098			

3. 歳出

1 款 施設経営費

1 項 施設経営費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	20, 475	0	20, 475					4 共済費	0	一般管理費 歳出組替
2 さくら荘経営費	189, 072	3, 925	192, 997				3, 925	2 給料	1, 249	人件費 3, 925
								3 職員手当等	1, 545	
								4 共済費	1, 131	
3 ゆっふる経営費	119, 427	△61	119, 366				△61	4 共済費	△61	人件費 △61
4 ゆとりおん大雄経営費	122, 026	1, 292	123, 318				1, 292	2 給料	504	人件費 1, 292
								3 職員手当等	579	
								4 共済費	209	
計	451, 000	5, 156	456, 156				5, 156			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(54) 4	110,793	16,336	46,514	173,643	25,754	199,397	
補 正 前	(55) 3	110,793	14,583	44,390	169,766	24,475	194,241	
比 較	(△1) 1		1,753	2,124	3,877	1,279	5,156	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 手	時間外 勤 手	宿 日 直 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	夜 間 勤 手	休 日 勤 手	管理職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒冷地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 手	地 域 手 当	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	636		294		2,545				210		22,145	19,284	280	140			980	46,514
補 正 前	300		142		2,545				210		21,402	18,620	191				980	44,390
比 較	336		152								743	664	89	140				2,124

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	() 4		16,336	11,873	28,209	5,279	33,488	
補 正 前	(1) 3		14,583	9,749	24,332	4,000	28,332	
比 較	(△1) 1		1,753	2,124	3,877	1,279	5,156	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 手	時間外 勤 手	宿 日 直 当 手	管理職員 特別勤務 当 手	夜 間 勤 手	休 日 勤 手	管理職 当 手	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒冷地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 金 負 担	合 計
補 正 後	636		294		2,545				210		3,695	3,093	280	140			980	11,873
補 正 前	300		142		2,545				210		2,952	2,429	191				980	9,749
比 較	336		152								743	664	89	140				2,124

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	1,753	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	1,753 人事異動による対象者変更など	
職 員 手 当	2,124	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	2,124 人事異動による対象者変更など	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補正後	平均給料月額 (円)	383,278	211,500			
	平均給与月額 (円)	456,778	298,083			
	平 均 年 齢 (歳)	52.0	60.0			
補正前	平均給料月額 (円)	356,750	302,083			
	平均給与月額 (円)	444,500	388,667			
	平 均 年 齢 (歳)	49.5	60.0			

イ 級 別 職 員 数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			医 療 技 術 職			保 健 ・ 看 護 職			福 祉 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補正後	1級			1級			1級			1級			1級		
	2級			2級			2級			2級			2級		
	3級			3級			3級			3級			3級		
	4級	2	66.7	4級	1	100.0	4級			4級			4級		
	5級	1	33.3	5級			5級			5級			5級		
	6級						6級			6級					
	7級														
	計	3	100.0	計	1	100.0	計			計			計		
補正前	1級			1級			1級			1級			1級		
	2級			2級			2級			2級			2級		
	3級	1 (1)	50.0 (100.0)	3級			3級			3級			3級		
	4級	1	50.0	4級	1	100.0	4級			4級			4級		
	5級			5級			5級			5級			5級		
	6級						6級			6級					
	7級														
	計	2 (1)	100.0 (100.0)	計	1	100.0	計			計			計		

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

(級 別 の 基 準 と な る 職 務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一 般 行 政 職	主事 技師 保健師	主任	副主査	主査	副主幹	次長 課長	部長
技 能 労 務 職		技士	主任	主席	総括		
医 療 技 術 職		副主任	主任	主査	副主幹	主幹	
保 健 ・ 看 護 職		副主任 (准看護師のみ)	主任	主査	副主幹	主幹	
福 祉 職		主任	主査	副主幹	主幹		

ウ 昇 給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職
補正後	職 員 数 (A) (人)	4	3	1			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	2				
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	2	2			
		号給 (人)					
	比 率 (B)／(A) (%)	50.0	66.7				
補正前	職 員 数 (A) (人)	3	2	1			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	2				
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	2	2			
		号給 (人)					
	比 率 (B)／(A) (%)	66.7	100.0				

令和 6 年度横手市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度横手市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第 2 条 令和 6 年度横手市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条で定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額） 支 出	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 水道事業費用	2, 0 1 7, 0 0 0 千円	△ 6, 5 0 0 千円	2, 0 1 0, 5 0 0 千円
第 1 項 営業費用	1, 8 5 6, 9 3 0 千円	△ 6, 5 0 0 千円	1, 8 5 0, 4 3 0 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 7 条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	2 3 3, 3 3 5 千円	△ 6, 4 1 0 千円	2 2 6, 9 2 5 千円

令和 6 年 5 月 2 7 日提出

横手市長 高 橋 大

水道事業会計補正予算（第 1 号）に関する説明書

令和6年度 横手市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的支出

支 出			(単位：千円)		
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用	1. 営業費用		2,017,000	△ 6,500	2,010,500
			1,856,930	△ 6,500	1,850,430
		1. 原水及び浄水費	381,636	447	382,083
		2. 配水及び給水費	247,895	△ 863	247,032
		5. 総係費	99,860	△ 6,084	93,776

令和6年度 横手市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損失	△ 73,108	有形固定資産の取得による支出	△ 1,198,341
減価償却費	932,057	無形固定資産の取得による支出	△ 3,545
固定資産除却費	10,000	国庫補助金等による収入	335,043
引当金の増減額	△ 124	長期性預金の預入による支出	△ 200,000
長期前受金戻入額	△ 188,187	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,066,843
受取利息及び配当金	△ 170		
支払利息	119,852	3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
未収金の増減額	△ 15,144	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	776,400
未払金の増減額	565	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 811,318
たな卸資産の増減額	△ 2,129	他会計からの出資による収入	219,317
小計	783,612	財務活動によるキャッシュ・フロー	184,399
利息及び配当金の受取額	170		
利息の支払額	△ 119,852	資金増減額	△ 216,424
未払（未収）消費税の増減額	2,090	資金期首残高	1,218,604
業務活動によるキャッシュ・フロー	666,020	資金期末残高	1,002,180

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	退 職 手 当 組 合 負 担 金	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬	給料	手当	計			
補正後	10	() 35	180	114,360	69,788	184,328	36,595	6,002	226,925
補正前		() 36		117,212	72,377	189,589	37,744	6,002	233,335
比 較	10	() △ 1	180	△ 2,852	△ 2,589	△ 5,261	△ 1,149		△ 6,410

※ () 内は定年前再任用短時間勤務職員 (外書き)

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	3,240	942	1,547	11,225			1,556	600	1,565
	補正前	4,007	1,266	1,792	11,225			1,556	600	1,468
	比 較	△ 767	△ 324	△ 245						97

手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	児童手当	単身赴任 手 当	地域手当			合 計
	補正後	24,989	20,882	1,562	1,680					69,788
	補正前	25,952	21,330	1,741	1,440					72,377
	比 較	△ 963	△ 448	△ 179	240					△ 2,589

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	△ 2,852	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 2,852	人事異動による対象者変更など	
手 当	△ 2,589	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 2,589	人事異動による対象者変更など	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
補 正 後	平均給料月額 (円)	352,626	342,759
	平均給与月額 (円)	414,276	375,576
	平 均 年 齢 (歳)	47.1	56.7
補 正 前	平均給料月額 (円)	346,239	342,759
	平均給与月額 (円)	409,089	375,576
	平 均 年 齢 (歳)	46.7	56.7

(2) 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後	1 級			1 級		
	2 級			2 級		
	3 級	4	23.5	3 級		
	4 級	6	35.3	4 級		
	5 級	4	23.5	5 級	3	100.0
	6 級	2	11.8	計	3 ()	100.0
	7 級	1	5.9			
	計	17 ()	100.0	計	3 ()	100.0
補 正 前	1 級			1 級		
	2 級	2	11.1	2 級		
	3 級	2	11.1	3 級		
	4 級	8	44.4	4 級		
	5 級	3	16.7	5 級	3	100.0
	6 級	2	11.1	計	3 ()	100.0
	7 級	1	5.6			
	計	18 ()	100.0	計	3 ()	100.0

※ () 内は定年前提任用短時間勤務職員 (外書き)

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主事 技師	主任	副主査	主査	副主幹	次長 課長	部長
技能労務職		業務員	主任業務員	主席業務員	総括業務員		

(3) 昇給

区 分			合 計	一般行政職	技能労務職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)		20	17	3
	昇給に係る職員数 (B) (人)		16	15	1
	号 給 数 別 内 訳	1 号給 (人)			
		2 号給 (人)			
		3 号給 (人)	2	2	
		4 号給 (人)	14	13	1
		号給 (人)			
	比 率 (B)／(A) (%)		80.0	88.2	33.3
補 正 前	職 員 数 (A) (人)		21	18	3
	昇給に係る職員数 (B) (人)		17	16	1
	号 給 数 別 内 訳	1 号給 (人)			
		2 号給 (人)			
		3 号給 (人)	2	2	
		4 号給 (人)	15	14	1
		号給 (人)			
	比 率 (B)／(A) (%)		81.0	88.9	33.3

令和6年度 横手市水道事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

資 産 の 部		千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産				
	(1) 有形固定資産				
	イ 土 地		853,553		
	ロ 立 木		412		
	ハ 建 物	3,334,189			
	減価償却累計額	<u>△ 1,335,387</u>	1,998,802		
	ニ 構 築 物	29,252,866			
	減価償却累計額	<u>△ 13,189,770</u>	16,063,096		
	ホ 機械及び装置	6,238,976			
	減価償却累計額	<u>△ 4,697,612</u>	1,541,364		
	ヘ 車両運搬具	42,147			
	減価償却累計額	<u>△ 21,602</u>	20,545		
	ト 工具、器具及び備品	427,521			
	減価償却累計額	<u>△ 369,599</u>	57,922		
	チ 建設仮勘定		<u>1,701,854</u>		
	有形固定資産合計			22,237,548	
	(2) 無形固定資産				
	イ ダム使用权		1,087,379		
	ロ 電話加入権		360		
	ハ 水利権		2,426		
	ニ 施設利用権		162		
	ホ ソフトウェア		<u>2,709</u>		
	無形固定資産合計			1,093,036	
	(3) 投資その他の資産				
	イ 長期性預金		<u>200,000</u>		
	投資その他の資産合計			<u>200,000</u>	
	固 定 資 産 合 計				23,530,584
2	流 動 資 産				
	(1) 現金預金			1,002,180	
	(2) 未 収 金		148,792		
	貸倒引当金		<u>△ 820</u>	147,972	
	(3) 貯 蔵 品			<u>28,499</u>	
	流動資産合計				<u>1,178,651</u>
	資 産 合 計				<u>24,709,235</u>

負 債 の 部			
	千円	千円	千円
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	9,493,663		
企業債合計		9,493,663	
固定負債合計			9,493,663
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	713,479		
企業債合計		713,479	
(2) 未 払 金		60,903	
(3) 引 当 金			
イ 賞与引当金	12,166		
ロ 法定福利費引当金	2,396		
引当金合計		14,562	
(4) その他流動負債		103,857	
流動負債合計			892,801
5 繰 延 収 益			
長期前受金		9,833,809	
長期前受金収益化累計額		△ 4,975,108	
繰延収益合計			4,858,701
負 債 合 計			15,245,165
資 本 の 部			
6 資 本 金			9,230,030
7 剰 余 金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	50,473		
ロ 国庫補助金	41,204		
ハ 寄附金	25,856		
ニ 工事負担金	51,439		
ホ 保険差益	408		
ヘ その他資本剰余金	31,200		
資本剰余金合計		200,580	
(2) 利益剰余金			
イ 利益積立金	123,395		
ロ 建設改良積立金	44,616		
ハ 当年度未処理欠損金	134,551		
利益剰余金合計		33,460	
剰余金合計			234,040
資 本 合 計			9,464,070
負 債 資 本 合 計			24,709,235

令和 6 年度 横手市水道事業会計補正予算（第 1 号）説明資料

収益の支出

支 出

(単位：千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説明
1. 水道事業費用			2, 017, 000	△ 6, 500	2, 010, 500	
1. 営業費用			1, 856, 930	△ 6, 500	1, 850, 430	
	1. 原水及び浄水費		381, 636	447	382, 083	
		給料	31, 823	121	31, 944	
		手当	20, 559	101	20, 660	
		法定福利費	3, 364	225	3, 589	
	2. 配水及び給水費		247, 895	△ 863	247, 032	
		給料	56, 497	△ 838	55, 659	
		手当	25, 451	2	25, 453	
		法定福利費	14, 405	△ 27	14, 378	
	5. 総係費		99, 860	△ 6, 084	93, 776	
		給料	28, 892	△ 2, 135	26, 757	
		手当	14, 201	△ 2, 692	11, 509	
		報酬	0	180	180	
		法定福利費	17, 579	△ 1, 347	16, 232	
		報償費	130	△ 90	40	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く。）

- ・減価償却の方法 定額法（ただし、量水器については取替法）による。

- ・主な耐用年数

建物	10年～65年
構築物	10年～60年
機械及び装置	8年～40年
車両運搬具	4年～5年
工具、器具及び備品	3年～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く。）

- ・減価償却の方法 定額法（ソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法）

- ・主な耐用年数

ダム使用権	55年
水利権	20年
施設利用権	20年
ソフトウェア	5年

3 引当金の計上方法

（1）貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

（2）賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

（3）法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

（4）退職給付引当金

職員の退職手当は、「退職手当負担に関する確認書」に基づき、水道事業が毎年度支出する普通負担金を除き一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

4 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。

II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還する予定のものを含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は1, 508, 795千円である。

III. リース契約により使用する固定資産に関する注記

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1, 188	千円
1年超	0	千円
計	1, 188	千円

IV. その他の注記

1 賞与引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として45, 871千円を支給するため、賞与引当金12, 166千円を使用する。

2 法定福利費引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、法定福利費として36, 595千円を支払いするため、法定福利費引当金2, 396千円を使用する。

3 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、債権の不納欠損による損失に充てるため、貸倒引当金944千円を使用する。

4 特定収入割合が5%超であった場合の固定資産の会計処理について

特定収入に対応する課税仕入れが固定資産の取得である場合の特定収入の仕入控除税額の調整に係る会計処理は、当該調整額を特定収入である長期前受金と相殺(圧縮記帳)する方法(取得した固定資産を消費税及び地方消費税抜額で計上)によっている。

令和 6 年度横手市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度横手市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第 2 条 令和 6 年度横手市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条で定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		支 出		
第 1 款	下水道事業費用	2, 2 5 6, 0 0 0 千円	1, 8 0 0 千円	2, 2 5 7, 8 0 0 千円
	第 1 項 営業費用	1, 9 7 8, 0 2 9 千円	1, 8 0 0 千円	1, 9 7 9, 8 2 9 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 9 条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のように改める。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	1 3 1, 4 0 8 千円	1, 8 9 0 千円	1 3 3, 2 9 8 千円

令和 6 年 5 月 2 7 日提出

横手市長 高 橋 大

下水道事業会計補正予算（第 1 号）に関する説明書

令和6年度 横手市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の支出

支 出		(単位：千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 下水道事業費用	1. 営業費用		2,256,000	1,800	2,257,800
			1,978,029	1,800	1,979,829
		1. 管渠費	117,171	△ 2,014	115,157
		6. 総係費	128,287	3,814	132,101

令和6年度 横手市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 91,052
減価償却費	1,068,492
固定資産除却費	48,493
引当金の増減額	△ 166
長期前受金戻入額	△ 438,725
受取利息及び配当金	△ 2
支払利息	143,291
未収金の増減額	2,848
未払金の増減額	41,183
たな卸資産の増減額	19
小計	774,381
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△ 143,291
未払（未収）消費税の増減額	24,539
業務活動によるキャッシュ・フロー	655,631

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 756,541
無形固定資産の取得による支出	△ 54,908
国庫補助金等による収入	260,690
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 550,759

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	922,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,488,143
他会計からの出資による収入	304,229
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 261,414
資金増減額	△ 156,542
資金期首残高	1,005,425
資金期末残高	848,883

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福利費	退 職 手 当 組 合 負 担 金	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬	給料	手当	計			
補正後	10	() 17	180	68,494	37,486	106,160	22,807	4,331	133,298
補正前		() 17		67,905	37,263	105,168	21,909	4,331	131,408
比 較	10	()	180	589	223	992	898		1,890

※ () 内は定年前再任用短時間勤務職員 (外書き)

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	2,226	324	1,171	4,000					392
	補正前	1,848	588	991	4,000					489
	比 較	378	△ 264	180						△ 97

手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	児童手当	単身赴任 手 当	地域手当			合 計
	補正後	15,230	12,697	1,206	240					37,486
	補正前	15,113	12,600	1,154	480					37,263
	比 較	117	97	52	△ 240					223

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	589	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	589	人事異動による対象者変更など	
手 当	223	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	223	人事異動による対象者変更など	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
補 正 後	平均給料月額 (円)	355,039	238,000
	平均給与月額 (円)	398,867	246,500
	平 均 年 齢 (歳)	49.1	60.0
補 正 前	平均給料月額 (円)	344,961	340,083
	平均給与月額 (円)	387,694	348,583
	平 均 年 齢 (歳)	46.5	60.0

(2) 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後	1 級			1 級		
	2 級	1	6.7	2 級		
	3 級	1	6.7	3 級		
	4 級	9	59.9	4 級		
	5 級	3	20.0	5 級	1	100.0
	6 級	1	6.7	計	1 ()	100.0
	7 級					
	計	15 ()	100.0			
補 正 前	1 級	1	6.7	1 級		
	2 級	1	6.7	2 級		
	3 級	2	13.3	3 級		
	4 級	8	53.3	4 級		
	5 級	2	13.3	5 級	1	100.0
	6 級	1	6.7	計	1 ()	100.0
	7 級					
	計	15 ()	100.0			

※ () 内は定年前再任用短時間勤務職員 (外書き)

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主事 技師	主任	副主査	主査	副主幹	次長 課長	部長
技能労務職		業務員	主任業務員	主席業務員	総括業務員		

(3) 昇給

区 分			合 計	一般行政職	技能労務職
補正後	職 員 数 (A) (人)		16	15	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)		12	12	
	号 給 数 別 内 訳	1 号給 (人)			
		2 号給 (人)			
		3 号給 (人)	1	1	
		4 号給 (人)	11	11	
		号給 (人)			
	比 率 (B)／(A) (%)		75.0	80.0	0.0
補正前	職 員 数 (A) (人)		16	15	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)		12	12	
	号 給 数 別 内 訳	1 号給 (人)			
		2 号給 (人)			
		3 号給 (人)			
		4 号給 (人)	12	12	
		号給 (人)			
	比 率 (B)／(A) (%)		75.0	80.0	0.0

令和6年度 横手市下水道事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

資 産 の 部		千円	千円	千円	千円
1 固 定 資 産					
(1) 有形固定資産					
イ 土 地			77,201		
ロ 建 物	1,583,179				
減価償却累計額	<u>△ 342,010</u>	1,241,169			
ハ 構 築 物	38,483,492				
減価償却累計額	<u>△ 12,247,662</u>	26,235,830			
ニ 機 械 及 び 装 置	2,795,100				
減価償却累計額	<u>△ 1,102,712</u>	1,692,388			
ホ 車 両 運 搬 具	3,865				
減価償却累計額	<u>△ 3,672</u>	193			
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	134,035				
減価償却累計額	<u>△ 115,525</u>	18,510			
ト 建 設 仮 勘 定		926,338			
有形固定資産合計				30,191,629	
(2) 無形固定資産					
イ 流域下水道施設利用権		2,972,158			
ロ 電 話 加 入 権		5,040			
ハ ソフトウェア		<u>556</u>			
無形固定資産合計				2,977,754	
(3) 投資その他の資産					
イ 投資有価証券		<u>5,940</u>			
投資その他の資産合計				<u>5,940</u>	
固 定 資 産 合 計					33,175,323
2 流 動 資 産					
(1) 現 金 預 金				848,883	
(2) 未 収 金		177,660			
貸 倒 引 当 金		<u>△ 405</u>	177,255		
(3) 貯 蔵 品			<u>708</u>		
流 動 資 産 合 計					<u>1,026,846</u>
資 産 合 計					<u><u>34,202,169</u></u>

負 債 の 部			
	千円	千円	千円
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	12,225,836		
企業債合計		12,225,836	
固定負債合計			12,225,836
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,463,595		
企業債合計		1,463,595	
(2) 未 払 金		91,565	
(3) 引 当 金			
イ 賞与引当金	9,027		
ロ 法定福利費引当金	1,802		
引当金合計		10,829	
(4) その他流動負債		423	
流動負債合計			1,566,412
5 繰 延 収 益			
長期前受金		19,263,652	
長期前受金収益化累計額		△ 7,303,469	
繰延収益合計			11,960,183
負債合計			25,752,431
資 本 の 部			
	千円	千円	千円
6 資 本 金			8,265,879
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 国庫補助金等	2,923		
ロ 受益者負担金等	51,303		
資本剰余金合計		54,226	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 利益積立金	206,680		
ロ 当年度未処理欠損金	77,047		
利益剰余金合計		129,633	
剰余金合計			183,859
資本合計			8,449,738
負債資本合計			34,202,169

令和6年度 横手市下水道事業会計補正予算（第1号）説明資料

収益の支出

支 出

(単位：千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1. 下水道事業費用			2,256,000	1,800	2,257,800	
1. 営業費用			1,978,029	1,800	1,979,829	
	1. 管渠費		117,171	△ 2,014	115,157	
		給料	8,611	△ 1,225	7,386	
		手当	3,605	△ 501	3,104	
		法定福利費	2,535	△ 288	2,247	
	6. 総係費		128,287	3,814	132,101	
		給料	59,294	1,814	61,108	
		手当	24,631	724	25,355	
		報酬	0	180	180	
		法定福利費	17,572	1,186	18,758	
		報償費	90	△ 90	0	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 其他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 貯 蔵 品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - （1）有形固定資産（リース資産を除く。）
 - ・ 減価償却の方法 定額法（ただし、量水器については取替法）による。
 - ・ 主な耐用年数
 - 建物 10年～50年
 - 構築物 10年～50年
 - 機械及び装置 8年～20年
 - 車両運搬具 4年～ 5年
 - 工具、器具及び備品 5年～15年
 - （2）無形固定資産（リース資産を除く。）
 - ・ 減価償却の方法 定額法
 - ・ 主な耐用年数
 - 流域下水道施設利用権 50年
 - ソフトウェア 5年
- 4 引当金の計上方法
 - （1）貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。
 - （2）賞与引当金
職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - （3）法定福利費引当金
職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - （4）退職給付引当金
職員の退職手当は、「退職手当負担に関する確認書」に基づき、下水道事業が毎年度支出する普通負担金を除き一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

5 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。

II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還する予定のものを含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は10,953,983千円である。

III. セグメント情報に関する注記

1 報告セグメントの概要

横手市下水道事業会計は、公共下水道事業、集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業を運営しており各事業で運営方針を決定していることから、公共下水道事業、集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業の3つを報告セグメントとしている。なお、各報告セグメントごとの営業収益等は以下のとおりである。

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位：千円）

区 分	公共下水道事業	集落排水事業	浄化槽市町村整備推進事業	計
営 業 収 益	620,413	78,681	35,582	734,676
営 業 費 用	1,475,765	392,771	45,871	1,914,407
営 業 損 益	△ 855,352	△ 314,090	△ 10,289	△ 1,179,731
経 常 損 益	△ 3,526	15,564	4,269	16,307
セグメント資産	26,758,913	7,233,623	209,633	34,202,169
セグメント負債	19,193,729	6,361,891	196,811	25,752,431
そ の 他 の 項 目				
一 般 会 計 繰 入 金	895,855	305,290	10,738	1,211,883
減 価 償 却 費	849,683	204,249	14,560	1,068,492
特 別 利 益	1	0	0	1
特 別 損 失	107,264	96	0	107,360
固定資産の増加額	295,936	491,889	0	787,825

IV. リース契約により使用する固定資産に関する注記

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内	8 5 6	千円
1 年超	1, 7 1 0	千円
計	2, 5 6 6	千円

V. その他の注記

- 1 賞与引当金の目的使用による取り崩しについて
当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として27,927千円を支給するため、賞与引当金9,027千円を使用する。
- 2 法定福利費引当金の目的使用による取り崩しについて
当事業年度において、法定福利費として22,807千円を支払いするため、法定福利費引当金1,802千円を使用する。
- 3 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて
当事業年度において、債権の不納欠損による損失に充てるため、貸倒引当金571千円を使用する。
- 4 特定収入割合が5%超であった場合の固定資産の会計処理について
特定収入に対応する課税仕入れが固定資産の取得である場合の特定収入の仕入控除税額の調整に係る会計処理は、当該調整額を特定収入である長期前受金と相殺（圧縮記帳）する方法（取得した固定資産を消費税及び地方消費税抜額で計上）によっている。